

差圖にみる鳥取城三ノ丸殿舎

松岡利郎

1 はじめに

今も史跡をとどめている因幡鳥取城は関ヶ原の戦後、慶長六年(1601)に池田長吉〔天正十二年(1584)長久手合戦で討死にした池田恒興の三男、輝政の弟〕が就封し改築されて以来、できあがったものである。ついで長幸〔長吉の子〕が元和三年(1617)備中高梁城へ移封され、池田光政〔恒興の次男輝政→長男利隆の子〕が播磨姫路城から鳥取城へ入ったものの、寛永九年(1632)に備前岡山城の池田光仲〔輝政→次男忠雄の子〕と領地替えし、幕藩体制のもと近世城郭として鳥取城と城下町が整備されるにいたった。

城山と麓の両方それぞれに、曲輪を段状の石垣で構築し、天守・三階櫓・菱櫓・走櫓・隅櫓・諸門・殿舎などが建てられた。明治維新後に多くあった建物が取り払われたが、石垣が残っており、城山(山上ノ丸)に天守台・本丸・二ノ丸・三ノ丸が存在し、かつ麓(山下ノ丸)には現在、天球丸跡・二の丸跡・三の丸跡・丸の内跡(宝隆院庭園と仁風閣)と指定されている。なお以下に述べるように各曲輪の名称に変化があるので、説明の便宜上、現状において呼称される〔現二の丸跡〕、〔現三の丸跡〕と明記しておく。

2 中之丸→二之御丸→三ノ丸にわたる変遷経緯

本稿は三ノ丸殿舎についてとりあげるものの、二ノ丸殿舎と関連して時期により曲輪の呼称変化がなされ、紛らわしいところがあるので注意しなければならない。『鳥府志』〈御本丸〔現二の丸跡〕〉の項に、

当時は三階櫓のある廓の名に称ふ。往世本丸とは山上を云たる也。『遺藁』に、以前には今云御本丸を中の丸と云。中比、二の御丸の地を中の丸と称へしより、この廓を御本丸と号すと云々。但し精記に不見。想に古へに山上・山下の丸の称へあれば、此廓を中の丸と呼たる事も有之歟。今邦俗は、山上を御天守、御本丸をば御三階、二の丸をば唯御城と称して通用せる事也。是は享保回祿以後の称へ成べし。

とあり、曲輪の呼称変化を伝えている。文中の「享保回祿」は享保五年(1720)四月朔日にみまわれた石黒大火のことである。また同書〈二の御丸〔現三の丸跡〕〉の項にも長文ながら引用してみる(西暦や〔 〕、改行・下線は筆者の補記)。

此廓の事、宮部侯の時代には見る処無し。今これを臆察するに、当時の太鼓御門の内、並に、二の丸の地、往世には山下の丸と外構との間に在て、今の水道谷の山下の如く、家中やしきなどもありし処なる可し。後年に及んで池田備中公〔長吉〕当城を造替せられし時、山下の丸の左の方を広めて、以前の外構の構へまで是をつづけられ、一曲輪とせられしかば、此時初て、今の二の丸の地へは、御城内に入たる事と推量せらる。

又、二の丸の地へは、御国替の後までも彼此御櫓ありて、中には二層の櫓も在たる様には見え侍れども、当時は、地面変改ありて、今何れの地ともしかと難_レ定。姑く録して他日を俟つ。又一説には、古、この地へ御城代の番頭相詰て居たりしとかや⁽¹⁾。末段の右膳丸の処と照し合うて可_レ見。

去程に寛文年間(1661~73)自貞享(1684~88)之御代、いまだ儲君〔綱清〕にて御初入成させられ候節、初めて御居館をこの地に賞作せらる⁽²⁾。其時代までは、構へもさまで広からず。依_レ之、山崖を切こみて、稍敷地を広められしとかや。其比より此廓を下の丸・下御屋敷、或は御部屋とも呼たる様に聞えたり。専ら中の丸と称へ候は⁽³⁾、宝永年間〔(1704~11)、延宝(1673~80)の誤りか〕よりと被_レ察。

さて後年を歴て、自寛永(1624~44)・貞享(1684~88)の両御代俱に御隠居成され候後は、御国へ帰らせ給ふて、此丸へ御住居也⁽⁴⁾。後年自元禄(1688~1704)の御代に及んで、正徳(1711~16)の末年、いかなる尊慮やおはしけん、御本丸より此中の丸へ御転住の結構ありて⁽⁵⁾、先、御城を下りさせ給ひ、河内守清定公の御居敷当時は御火除地となる。へ姑く御移住被_レ成たり。

斯て享保元年(1716=正徳六年)、御普請の事始め有て⁽⁷⁾、中の丸の旧館をば悉く御取毀に相成り⁽⁶⁾、地

面を切こみ、其土を以て青木局の地を過半埋出して境地を広められたり。因て此地は以前よりも稍卑く相成たる由、或筆記に載てけり。同三年(1718)工匠の功成就して、中の丸の名を改て二の丸とぞせられける⁸⁰⁾。長谷川平蔵これを奉行す。さて同年の五月、太守家は江府より御帰城遊され、一旦、先、御本丸へ御著座ありて、此日吉辰なりしかば、即日二の丸へ御移徙ありけるが、其より後は、常の御住居とぞせられける。……

加えて『鳥府志』〈青木御馬場〉の項にも、

……以前には、余程奥の方へ入こみて有りし由。然る処中の丸の地へ二の御丸御建営の時、敷地を切込み、其土を前面へ運出し、青木局の地を過半埋上て、その境地を広めらる。

と、あらまし伝えていた。やや込みいっているが、なかには伝承とみられる部分や推敲されたと思われる記述も含んでいる。ちなみに『鳥府志』は因州藩士岡島正義が文政十二年(1829)に筆録したもので、その時期、「御本丸」は現二の丸跡、「今の二の丸の地」は現三の丸跡を指していた。引用文から藩主交代や隠居によって住居替えがなされ、「中の丸」を改めて普請し「二の丸」とした経過が読み取れる。

そこで鳥取県立博物館所蔵『鳥取藩政資料(池田家文庫)』の中に多くある古絵図・指図(差圖)や古記録・文書類をあたってみると、城郭の修築および殿舎の造営・増設や焼失再建が行われ、城山〈山上ノ丸〉では「天守→本丸跡」、麓〈山下ノ丸〉でも「御本丸」⇒二の丸、ならびに「中の丸→二之御丸」⇒三の丸というように、それぞれ呼称を変えてきた状況をうかがうことができる。

まず、城絵図数枚のうち年代が明記されているもので、曲輪名の記入を調べれば《第1表》に示す如くである。一覧するに、享保六年(1721)以前は〈山上ノ丸〉を「天守」、現二の丸跡を「本丸・居城」、それ以後は〈山上ノ丸〉を「本丸跡」、現二の丸跡が「二ノ丸」となっている。現三の丸跡は当初、ただ「侍屋敷・屋舗」で、享保六年(1721)以後は「居屋敷・三ノ丸」と記入する。

いっぽう古記録・文書類を通じて読めば、享保五年(1720)の石黒大火前後において同様な傾向をたどっていることが察知できる。ここでは『鳥取県史6近世資料』〔因府録・鳥府志〕、同7〔因府年表ほか〕、同9～13〔在方諸事控〕などから年代順に抄出してみる《第2表》。ただし石黒大火以後において、絵図による《第1表》と異なって、文書による《第2表》では現二の丸跡が「御本丸」、現三の丸跡が「二之御丸」、そして弘化三年(1846)以降、現二の丸跡に新御殿が再建されてから「御本丸→二ノ御丸」、現三の丸跡を「三ノ丸」と唱えており、時期的くい違って齟齬をきたして理解しにくいかもしれない。

その点、気にかかるが、いちおうⅠ期〉石黒大火〔享保五年〕以前と、それ以後をⅡ期〉二ノ丸新御殿の再建前〔享保五年～弘化三年〕、およびⅢ期〉再建後〔弘化三年～明治維新〕に区分して曲輪の名称が変化した事情をあとづけてみよう。

Ⅰ期〉享保五年(1720)の石黒大火以前

絵図・文書とも初期に遡れる様子を把握しにくいものの、はじめは現三の丸跡が侍屋敷にすぎなかったところ→寛永九年(1632)備前岡山城主池田忠雄の逝去により光仲〔家康の外曾孫〕が家督を継いだ、まだ三歳の幼君ゆえ因幡鳥取城へ国替えされ、慶安元年(1648)三月に初入国するまで高木外記が城代として預かったという。①元和五年(1619)因幡国鳥取絵図を参照すると現三の丸跡には太鼓門を構えた右手が塀を囲うだけの空地に描かれ、②因幡国鳥取城廻絵図は正保年間(1644～48)の写しらしく〔いわゆる正保城絵図に近いもの〕、太鼓門を入った右側一画が「侍屋敷」と記され、それに慶安三年(1650)以前とみられる③鳥取城下之図〔登録番号839〕では現二の丸跡を「御本丸」、現三の丸跡に「御児小姓へ屋」「高木外記」などの付箋があって、『鳥府志』引用文の下線(1)と見合うのである。

ところで、『因府年表』寛文三年(1663)八月五日に、

儲君伯耆守綱清公御初入。御年拾七歳。御守役野間内蔵之助御供に候ず。御居館は今の二の丸の地〔現三の丸跡〕也。

と嗣子綱清の居館をあてており、引用文の下線(2)に該当する。かつ同書の延宝元年(1673)三月八日にも、

御首途。未の尅、藩君〔光仲〕・沓岐守〔仲澄〕様、儲君〔綱清〕の御屋敷今の二の丸なり。其比表御門は丸の内南御門と太鼓御門の間に披れたり。後には是を中の丸と解す。へ被_レ為_レ入、申の尅過御飯座。

とあり、引用文の下線(3)が伝えるように、藩主光仲は御本丸〔現二の丸跡〕に、嗣子綱清が中の丸〔現三の丸跡〕に住んだのである。このあたりは④延宝八年(1680)と⑤天和三年(1683)鳥取城修覆願絵図〔登録番号863・864〕に城郭の縄張が同様な構図で描かれており、現二の丸跡を「本丸 相模守罷在候所」、現三の

《第1表》鳥取城絵図（年代あるもの）の記入一覧

	山上ノ丸	現二の丸跡	現三の丸跡
① 元和五年因幡国鳥取絵図 ^{※1}	(二重天守あり)	(三階櫓・走櫓・菱櫓、殿舎を描く)	(太鼓門内は明地)
② 因幡国鳥取城廻絵図 ^{※2}	天守二重	(三階櫓・走櫓・菱櫓を描く)	侍屋敷
③ 鳥取城下之図〔839〕 慶安三年以前		御本丸	御鉄炮蔵・もん志やう蔵・御宝蔵・御見小姓へ屋・高木外記など
④ 延宝八年鳥取城修覆願図〔863〕	天守	本丸 相模守罷在候所	伯耆守罷在候所
⑤ 天和三年鳥取城破損修覆願図〔864〕	天守	本丸 相模守罷在所	伯耆守罷在所
⑥ 享保六年鳥取城修覆願図〔870〕	本丸	二ノ丸 キイロ	
⑦ 享保六年鳥取城修覆願図〔869〕	本丸	居城 鉄門・二ノ丸・玄閤・堀	太鼓門 屋鋪 南方共葺
⑧ 享保六年鳥取城修覆願図〔871〕	本丸	居城〈黄色地〉鉄門・二ノ丸・玄閤・堀	太鼓門 屋鋪 南方共葺
⑨ 宝暦十二年鳥取城修覆願図下書図〔873〕	本丸跡・天守跡	二丸	太鼓門 居屋敷
⑩ 宝暦十二年鳥取城修覆願図控図〔874〕	本丸跡・天守跡	二丸	太鼓門 居屋敷
⑪ 文化四年鳥取城修覆願図〔881〕	本丸跡	二ノ丸	居屋敷
⑫ 鳥取御城内手配之図〔867〕寛政年間？ 〈すべて規模寸尺を記入〉	(天守台など規模を記入)	御本丸 横六拾間×堅式拾八間 御三階・御鎗櫓(走櫓)	二ノ御丸 七拾間×三拾三間半 太鼓御門・渡御櫓 御走り櫓
⑬ 天保十五年鳥府久松山御城積間図〔882〕		御本丸	太鼓御門(殿舎平面を画く)
⑭ 弘化四年鳥取城修覆願図〔884〕	本丸跡	二ノ丸〈黄色地〉(増設郭あり)	
⑮ 嘉永三年鳥取城修覆願図〔885〕	本丸跡	二ノ丸〈黄色地〉(増設郭あり)	三ノ丸
⑯ 万延元年鳥取城修覆願図〔886〕	本丸跡	二ノ丸〈黄色地〉(増設郭あり)	〈黄色地〉石垣規模寸尺を記入 ^{※3}
⑰ 万延元年鳥取城修覆願図〔887〕	本丸跡	二ノ丸〈黄色地〉(増設郭あり)	〈黄色地〉石垣規模寸尺を記入 ^{※3}

^{※1}岡山大学附属図書館〔T3-3〕〔 〕内は登録番号

^{※2}東京大学総合図書館所蔵

^{※3}南庭(東南部)の拡張を示す

《第2表》文書による鳥取城の沿革・変遷 太字は曲輪名

山上ノ丸		現二の丸跡	現三の丸跡
初代光仲 寛永9年 ～貞享2年	御本丸の走櫓 御書院上の間・金の間 御広間・御居間・御用部屋	太鼓門	延宝元年、儲君（綱清）の屋敷
二代綱清 貞享2年 ～元禄13年	御天守 元禄5年天守焼失	太鼓門	下の丸 貞享2年、致仕君（光仲）の屋敷・表部屋
三代吉泰 元禄13年	御天守	太鼓門	元禄14年、致仕君（綱清）中之丸の館 御櫓 御書院式台・御居間・台所 正徳元年、中之丸御殿取り壊し 享保元年、中之丸御普請事始め 享保3年、中之丸新御殿へ移徙→二之御丸と称す
		享保5年4月朔日 石黒大火	
～元文4年	御天守 月見櫓	御本丸	御本丸 三階櫓
四代宗泰 元文4年 ～延享4年	御天守	御本丸	御本丸 三階の御櫓 遠見番所
五代重寛 寛延4年 ～天明3年	御天守	御本丸	御本丸 御櫓 御鎗蔵
六代治道 天明4年 ～寛政10年	御城山 御天守	御本丸	御本丸
七代斉邦 寛政10年 ～文化4年	御天守 着見櫓	御本丸	御本丸
八代斉稷 文化4年 ～天保1年	御山 月見櫓	御本丸	御本丸
九代斉訓 天保1年 ～天保12年	御天守	御本丸	御本丸
十代慶行 天保12年		御本丸	御本丸
十一代慶栄 嘉永1年 ～嘉永3年		御本丸	御本丸
十二代慶徳 嘉永3年 ～明治2年	御天守	御本丸	御本丸

丸跡を「伯耆守罷在候所」と記入する点、相模守すなわち池田光仲が藩主に在職時期のもの、また伯耆守は綱清で「中之丸」を指すことが分かる。したがって両絵図を参照すると共に唐破風の玄関が表現されていて、それぞれ殿舎の存在を示すものと解釈できる【第1図】。とくに「伯耆守罷在候所」の前面石垣が中途折れに描かれており、向かって奥の右側に走櫓、左側の前方石垣下に門（塀重門）が構えられ、そこを入れば玄関に至る。かつ同門の前方に建つ長屋の出入り口へ通ずるルートが注意され、現三の丸跡にみる石垣形状と異なるようである。別に年代を明記しない鳥取御城全図〔登録番号868〕でも、「塀重門」「下ノ屋舗」と記入ある点は参考になるであろう。

そして貞享二年(1685)光仲が二代綱清に家督を譲ってからは、現三の丸跡を隠居所として住居するようになる。『因府年表』同年十月廿一日未の尅、

致仕君光仲公御帰館、……案、此時の御屋敷は今の二の丸の地。その比表門は丸の内、太鼓の御門と南の御門の間に在りしと聞えたり。

よって藩君綱清が現二の丸跡「御本丸」へ引用文の下線(4)にある如く住居替えされた。やがて元禄六年(1693)に光仲が没した後、数年にして同十三年(1700)三代吉泰〔支藩鹿野・東館仲澄の長男で、綱清へ養子に入る〕が藩主を継ぎ、二代綱清も隠居に入る。『因府年表』の記述を追えば以降、藩君吉泰が「御本丸〔現二の丸跡〕」で、致仕君綱清が「中之丸〔現三の丸跡〕」を隠居所として使われた事跡が多く見出され、引用文の下線(5)通りに行われたことを認めうる。

そうして正徳元年(1711)に至り綱清が没するや、隠居所の旧館を取り払いのうえ同六年(1716)隠居所中之丸を改めて増築造営して→享保三年(1718)に藩君吉泰が御本丸〔現二の丸跡〕から二之御丸〔現三の丸跡〕へ移った。これを『因府年表』によって辿るなら、まず正徳元年(1711)十月七日に、

致仕君附の御役人御用人荒川半弥・初鹿野七郎を始め御役御免。又中之丸の御殿追々御取毀ちに相成る。と引用文の下線(6)の如く中の丸旧館を取り払い、続いて

正徳六年(1716)二月五日 今日就_レ吉辰、中之丸御普請事始め。長谷川平蔵奉行之。

享保元年(1716)七月廿六日雨天未の尅 藩君御帰城。……今日も先づ壱州公〔支藩鹿野・東館仲澄、光仲の二男〕へ被_レ為_レ入。夫より御本丸へ御着座。御儀式一通相済、及_レ晩景_二河州公〔支藩若桜・西館清定、光仲の五男〕の御屋敷へ移らせ給ひ、暫くの御住居と相成る。

案、此挙御本丸より二之御丸へ御移住の発端也。此度御本丸へは居給はずして、河州公の御仮住居遊され候には、定て御趣意ある可き事なれども、今伝説亡て未_レ得_二其徴証_一。予が聊推量の説なきしに非ども、忌諱あれば略_レ之。

と、引用文の下線(7)のように中之丸の造営がなされている。そして

享保三年(1718)五月十五日晴天未尅 御帰城。例之通り壱州様へ被_レ為_レ入、夫より御本丸へ御着座。御儀式相済み、中之丸の御新殿へ被_レ遊_二御移徙_一。今日より中之丸の名を改号せられて以後二之丸と称す。

と、まず「中之丸」を増築→その殿舎が成就して移徙するとともに「二之御丸」と改称、奉行長谷川平蔵など記述があつて、すなわち引用文の下線(8)を裏付ける。おそらく御本丸〔現二の丸跡〕が藩政を行うのに狭くなってきたらしく、二代綱清の逝去を機に隠居所であった中之丸〔現三の丸跡〕敷地を広め、三代吉泰が殿舎を造営するに至った経緯が知られるのである。

なお『因府年表』享保二年(1717)、別に「松竹御殿」も存在し、そこで四代宗泰が誕生、嗣子(儲君)の御座所にあてていた。『鳥府志』の〈御火除地〉の項によれば由緒ある建物で、二之御丸〔現三の丸跡〕と長廊下で石垣またぎに連絡する特殊な構造をなしていたという。

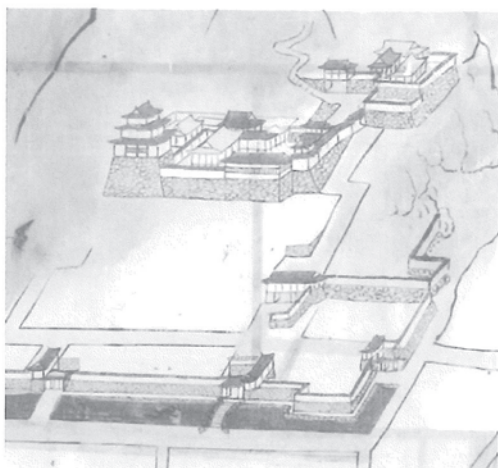
Ⅱ期〉享保五年(1720)～弘化三年(1846)

先に述べた如く、「御本丸〔現二の丸跡〕」に続いて「二之御丸〔現三の丸跡〕」とも両殿舎が営まれたが、わずか数年で享保五年(1720)四月朔日の石黒大火によって城内のほとんどが延焼してしまう。かつ『因府年表』に焼失した状況を記録し、『旧墨鑿覧』鳥取城回禄ノ事には、

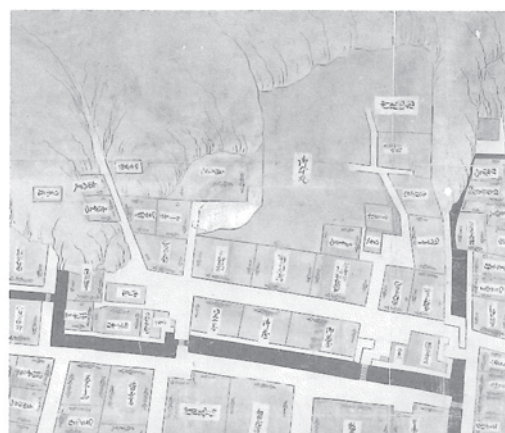
……此時御城内ニテ燔滅セシハ先二ノ丸ノ新御殿 同所走櫓 中ノ御門 御本丸ノ御殿 走櫓 三階櫓 稜櫓 黒鉄御門 冠木門 天球丸ノ渡櫓 同所三階ノ櫓 云々

と伝える。かつ『控帳』では

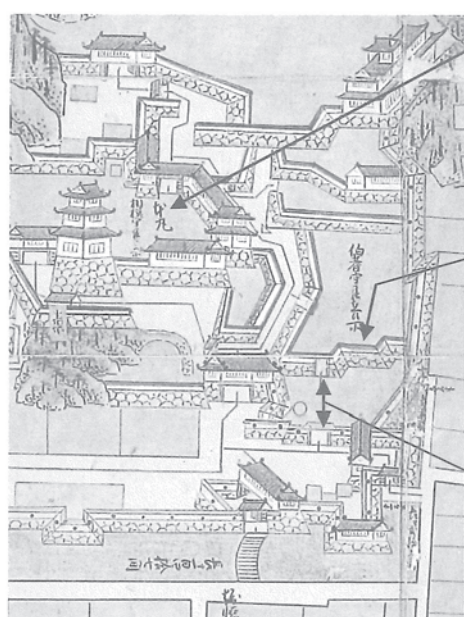
御城内残候所 楯蔵 水道谷塩硝蔵 圓法寺塩硝蔵 御天守〈山上ノ丸〉 御門櫓 月見櫓



①元和五年因幡国鳥取城廻絵図〔岡山大学附属図書館所蔵〕



③鳥取城下之図〔839〕慶安三年以前



④延宝八年鳥取城修覆願図〔863〕

相模守(光仲)罷在

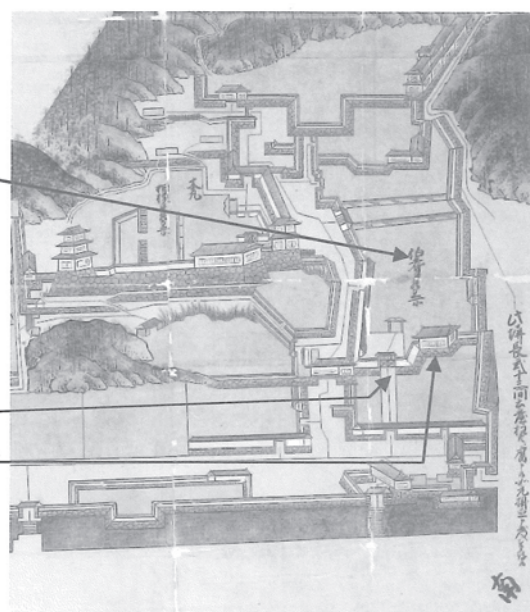
伯耆守(綱清)住

石垣が内折れ
走櫓が無い

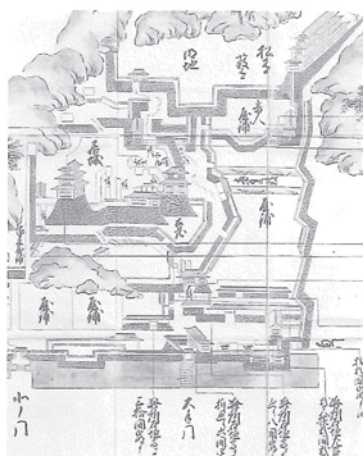
もと堀重門

走櫓が建つ

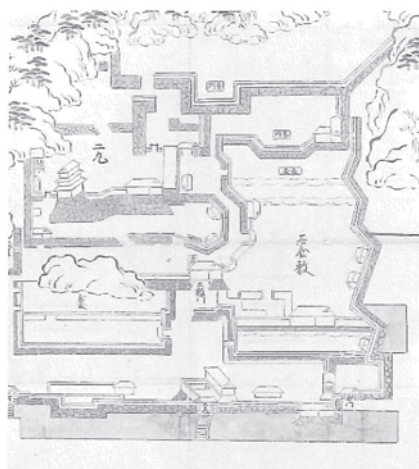
別に通用口あり



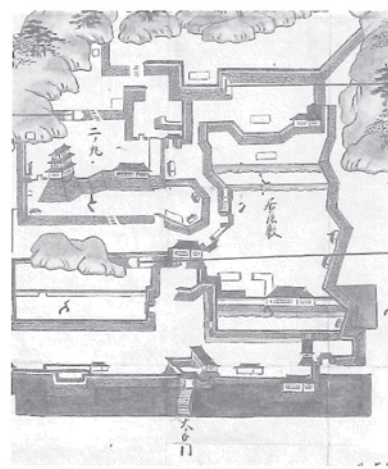
⑤天和三年鳥取城破損修覆願図〔864〕



⑦享保六年鳥取城修覆願図〔869〕



⑩宝暦十二年修覆願図〔874〕



⑪文化四年修覆願図〔881〕

第1図 鳥取城絵図に描かれた曲輪形状

だけ焼け残ったという。享保六年(1721)の⑥・⑦・⑧鳥取城修覆願絵図三枚〔登録番号869・870・871〕では焼失前の状況をもとに、山上(天守台だけを示して「本丸」と記入)の櫓と諸門、天球丸三階櫓下の楯倉折廻りが残るだけ、城内各所(ただし現二の丸跡は「二ノ丸・居城」、現三の丸跡は「屋鋪」と記入)の石垣崩落11ヶ所を示して「右絵図朱引之通所々石垣築直修補仕焼失之分櫓塀門家作等連々を以如元普請申付度奉存候 以上」と願い出た。

焼失後の再建は『因府年表』『控帳』に多く記すところより主な順を追うと、

享保六年(1721)正月十九日 小取次米村彦十郎、御本丸〔現二の丸跡〕並二之御丸〔現三の丸跡〕御普請御用被仰付。尤、御城詰は如元。但其間出番は免許せらる。

〳 四月廿一日 今日吉辰二付御本丸〔現二の丸跡〕二之丸〔現三の丸跡〕御普請御手斧初被仰付 大工頭大森善蔵 野間三郎左衛門 名代豊八兩人相勤申候……〔控帳〕

〳 閏七月廿二日 二之御丸〔現三の丸跡〕御台所棟上げ。九月同所に走り櫓建つ。

案、最初御台所を建られたるは、御普請廠の料なる可し。又走櫓は今の御評定所也。是迄は此所に二の丸の表御門あり。当時も青木御馬場の内に其遺蹤を表す。後人太鼓御門の旧趾なりと伝ふるは僻也。

享保八年(1723)十月二日 二之御丸〔現三の丸跡〕の御普請成り、今日御城代へ引渡し。

〳 十一月朔日 二の御丸へ御移徙。式日の御礼先規之通被為請之。畢て昵近の輩此度御移徙之御歡申上る。

享保十三年(1728)十月四日 御本丸〔現二の丸跡〕の三階櫓建つ。此石垣の上廻りは被加修覆。

上記の事跡から、「御本丸」は現二の丸跡を指して中心になる三階櫓が再建され、「二之御丸」では現三の丸跡において殿舎を造営したことが知られる。その間、大手渡櫓門・南御門の普請や府城山月見櫓や北御門の石垣修理も行われていた。

こうして現三の丸跡に再建された二之御丸殿舎(後述する三ノ丸差圖)は《第2表》であげたように、式台・御書院・金の間・四間・御櫓評定所・御居間・御休息・料理之間・台所など存在した。『因府年表』で最初に分かる事例は享保十四年(1729)十一月十五日、

儲君〔四代宗泰〕御甲冑御着初め。依_レ之今日の御礼御延引に相成る。さて御書院の御床に軍神三幅対探幽筆掛之。中央に御甲冑・御麾・金鼓貝、左に御弓箭張弓形飭_レ之。巳の刻儲君御出座。……御儀式一通相済、藩君〔三代吉泰〕御出座被_レ遊_二御対顔_一、御熨斗被_レ進_レ之。直に御入り、其後御座敷の中央に、儲君御将机に御居直り、……

と記すところである。

そして宝暦十二年(1762)の⑨・⑩鳥取城修覆願絵図二枚〔登録番号873・874〕と⑪文化四年(1807)十二月鳥取城修覆願絵図〔同881〕は石黒大火後に整備されて以来のもので、石垣修復届のために作成、現二の丸跡が「二丸」で三階櫓があり(菱櫓・渡櫓門・殿舎は再建せず)、現三の丸跡を「居屋敷」と記入している。古記録・文書類の「御本丸〔現二の丸跡〕」「二之御丸〔現三の丸跡〕」と呼称が違う点是不審を抱くものの、年代のない⑫鳥取御城内手配之図〔登録番号867〕や鳥取御城之図〔同875〕・鳥取城絵図〔同877〕では御本丸〔現二の丸跡〕、二ノ御丸〔現三の丸跡〕と記入、城内施設や規模寸尺が示されている【第2図】。これらは幕府へ提出するものと異なり別途、藩内普請・作事役所において作成使用され、当地現場の呼称によるためであろう。ちなみに『鳥府厳秘録』に、

寛政九年(1797)八月十三日 牧野栄温在方絵図御用掛り滝孫平次同取調役被_レ仰。

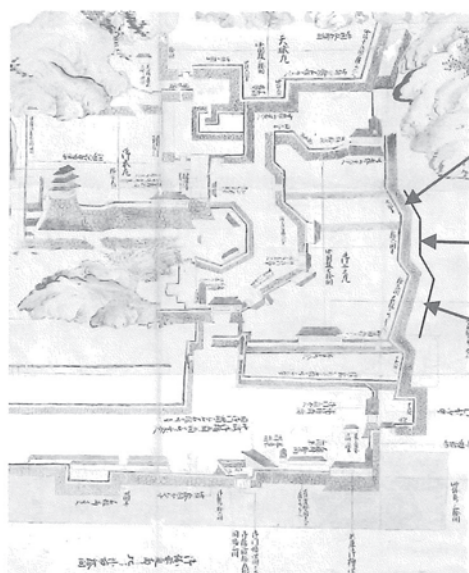
〳 十一年(1799)二月十日 就_二御城下絵図御用_一此度御役人共、銘々宅地へ罷越……

〳 六月十日 此程屋敷奉行山田六蔵、御絵図方牧野栄温、御曲輪内の内外堀幅の間数を相改め、杭を打置、追ては以前に復する如くに聞ゆ……

とあり、牧野栄温が絵図御用に任されている。その点、⑫鳥取御城内手配之図に関係すると思われる。当絵図のうち、御本丸〔現二の丸跡〕に「菱御櫓跡九間半三間」「二重御櫓跡□間二三間半」「(柵門を描いて)渡御櫓跡幅四間半左右石垣高壹丈三尺」「御櫓跡二間七間」とあって、宝暦十二年(1762)⑩控図と文化四年(1807)⑪鳥取城修覆願絵図でも菱櫓台のみ柵門構えだけ描かれており、再建されていない状況が分かる。加えて、

文化元年(1804)十月十八日 御城内諸々石垣へ孕石出来候に付、今日牧野栄温御普請奉行見分致す。

〳 二年十月廿三日 太鼓御門下石垣始御城内諸々石垣御普請、先達てより始り居申候処、此節相済む。



七間半(48.75尺)

三拾六間半(237.25尺)

拾九間(123.5尺)石垣高サ老丈

※「御二之丸」70間×33間半

鳥取御城之図 [875]



式拾四間半(159.25尺)

四間半(29.25尺)

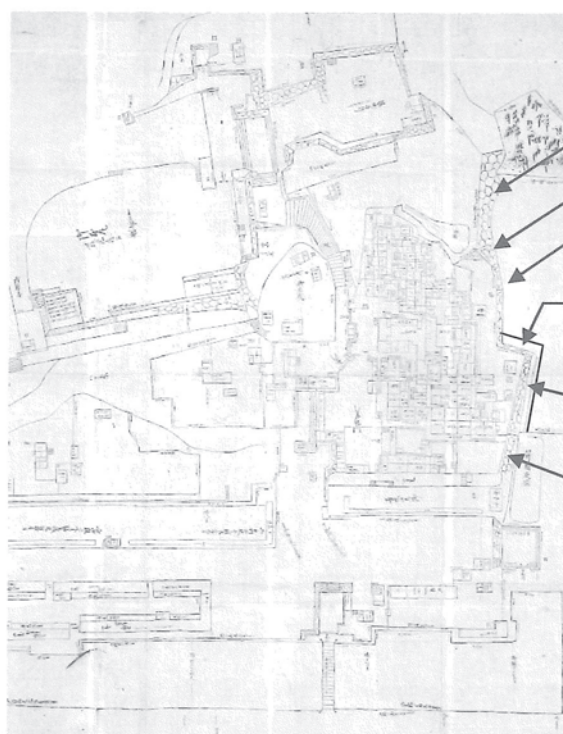
8間+6間(91尺)

直折れ横長サ七間半(48.75尺)

式拾八間半(185.25尺)

※「二ノ御丸」70間×33間半

⑫鳥取御城内手配之図 [867]



登り堀二十四間(156尺)

登り堀二間+四間半(42.25尺)

二十間半(133.25尺)

直折れ横長サ七間半(48.75尺)

二十間半(133.25尺)

〔図上計測9間=58.5尺〕

⑬天保十五年鳥府久松御城積間圖 [881]

第2図 城絵図に描かれた曲輪の記入寸尺

とみえ、牧野栄温が普請奉行として担当、⑪修復願絵図も同様にかかわっているであろう。

前後するが、藩主の殿舎は当初、御本丸〔現二の丸跡〕であったところ、次第に中之丸→二之御丸〔現三の丸跡〕へ移行してゆく過程をうかがうことができる。とりわけ享保五年(1720)石黒大火以後は御本丸〔現二の丸跡〕殿舎が再建されず、改めて二之御丸〔現三の丸跡〕に造営して藩政機構をつかさどるところとして重きをなした。

Ⅲ 弘化三年(1846)～明治維新

現二の丸跡に代わって現三の丸跡に殿舎が営まれ、藩庁・藩主住居「二之御丸」として存続する。以降、文書記録で現二の丸跡は「御本丸」と呼ばれ、三階櫓・走櫓が建つだけ空地のままながら重要な曲輪であることに変わりない。『鳥府厳秘録』安永五年(1776)・同七年(1778)・天明五年(1785)・同六年(1786)・文化四年(1807)に、山上ノ丸「御天守」へ登ったり「御本丸」にも立ち寄った記述がしばしば見られる。『化政厳秘録』では文化三年(1806)山上の着見櫓に落雷があり、同五年(1808)御本丸へ入ったり御門馬場の山下に新局を建造、同七年(1810)三ノ丸近くに喬松院〔七代斉邦の実母〕の邸宅を設け、また同十年(1813)には二之御丸〔現三の丸跡〕下の旧館を取毀して新御館・表御門が建てられた。

かくして年月を経ること、『化政厳秘録』天保九年(1838)三月九日「御楯倉並不寝番廠建替る。此矢倉は享保子の回禄を免れたり。其建たる始詳ならず。恐く池田備中公〔長吉〕の御普請なりしにや。」、かつ同十四年(1843)十二月十二日に御本丸〔現二の丸跡〕の走櫓が失火で焼ける事態が起きた。⑬天保十五年(1844)鳥府久松山御城積間圖〔登録番号882〕を参照すると、現二の丸跡が「御本丸 此渡り九三(六)拾間 横三拾間半」で、方形の三階櫓を示して各重と高さ規模寸尺を記入、前年に焼失した走櫓は「御櫓 四間梁り二拾三間御鎗蔵 一間庇し御屋根」と略平面が画かれており、再建されたことが知られる。しかし、「飛し御櫓(菱櫓)」は櫓台の規模寸尺を示すだけ、「御門(鉄門)」が簡略な門構えにされ、享保大火以後も久しく殿舎が無いままであった。走櫓を再建した機会によってか、御本丸〔現二の丸跡〕に殿舎もあわせて造営する儀が図られたであろう。したがって『在方諸事控』に、

天保十五年(1844)五月四日 此度、御城所々御再建被仰出候ニ付、右御入用材木板類、数書を以御作事……

〳 十一月七日 一右之者共儀此度二ノ御丸〔現二の丸跡〕御普請ニ付、前記ニ有之候通金子・諸材木、并人夫等差上候ニ付、伺之上左通被仰付、其段呼出し構御郡奉行より夫々申渡。……

弘化三年(1846)三月廿二日 …… 此度二ノ御丸〔現二の丸跡〕御普請漸皆出来ニ付、……

〳 四月廿七日 一当月より二ノ御丸新殿え移替、御用向取扱候ニ付、御用召等向後右御丸之出仕可有之事。……

一新御殿を向後二ノ御丸と唱、明御殿を三ノ丸と相唱候様被仰出候事。

と、現二の丸跡に新御殿が建てられた。『因府歴年大雑集』第十三卷「弘化二年二ノ御丸御再建ニ付」に上棟式を挙行した時の様子が描かれている。それゆえ在来している明御殿のところ、すなわち二ノ御丸〔現三の丸跡〕が三ノ丸と改称されたのである。

さらに⑭弘化四年(1847)五月鳥取城修覆願絵図〔登録番号884〕に

因幡国鳥取城石垣張出し取廣ヶ場所之覚

一二ノ丸住居續キ西北之間山際〔式拾間〕四方地續江圀込住居向取廣ヶ登り塀石垣并塀覆共折廻張出し取附申度奉存候

と二ノ丸新御殿〔現二の丸跡〕の西北部に曲輪が増築され、今の角櫓跡のある増設郭ができたのである。また⑮嘉永三年(1850)正月鳥取城修覆願絵図〔同885〕に太鼓門外袖の石垣と塀覆が地震破損した箇所を修理、図中に二ノ丸〔現二の丸跡〕・三ノ丸〔現三の丸跡〕と明記されている。

これより先、九代斉訓は將軍家斉の娘泰姫を正室に迎えたが、天保十二年(1842)に22歳の若さで没し、十代慶行〔支藩鹿野・仲津の長男亀丸〕を養子に継がせたものの嘉永元年(1848)17歳で逝去、十一代慶栄〔加賀藩前田斉泰の二男喬松丸で十一代將軍家斉の孫、正室は仲津の娘聡姫〕もほどなく同三年(1850)17歳で急逝した。その間、藩主が相次いで夭折したにもかかわらず二ノ丸新御殿の造営や西北部の増築が行われている。城郭改修に規制があってもおおがかりな普請を可能ならしめた事情を考慮しなければならない。わけでも十二代慶徳は御三家水戸藩徳川斉昭の五男(五郎麿、同じ兄に十五代將軍慶喜がいる)で、養子として嘉永三年(1850)鳥取藩主を継ぎ、支藩若松池田定保の娘寛姫が入興されており、それらと関係して留意する必要があるだろう。

かくして『維新資料綱要』万延元年(1860)十月二十五日に、

鳥取藩主池田慶徳「相模守」居城増築の許可を請ふ。尋で「十一月十五日」幕府、之を許す。

と、三ノ丸〔現三の丸跡〕の拡張もなされた。これは⑩・⑪万延元年(1860)十月鳥取城修覆願絵図二枚〔登録番号886・887〕に外石垣を拡張する部分の規模寸尺が画かれていて明らかである【第3図】。

また文久年間(1861~64)、江戸小石川水戸邸から松ノ御殿が移された。詳しくは『在方諸事控』文久二年(1862)八月二十三日「一松御殿御普請御入用ニ付、……」、続いて九月二十七日「一去ル廿一日之記ニ有之通、三御丸御急手御普請ニて、暫時御下普請御差留メ被仰出候処、……」とみえ、十二代藩主慶徳の居室「松ノ御殿」が建てられたという。かつ同書の文久三年(1863)五月九日「〈前略〉此度御城内御手急御普請被御出候処……」、同年七月六日にも「御城内御急普請ニ付……」と幕末に至るまで作事が続いていたのである。

3 差圖について

鳥取県立博物館所蔵「鳥取藩政資料(池田文庫)」のうち、三ノ丸殿舎差圖、また関連ある絵図には次のものがあげられ、建築構成を知るべく閲覧調査してみた(〔 〕内は登録番号)。

- A. 鳥取城二ノ御丸古絵圖写〔894〕
- B. 天保十五年 鳥府久松山御城積間圖〔882〕、《第1表》の絵図⑬
- C. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕
- D. 三ノ丸御寝所と御休息・奥向間取り図(米子城二ノ丸御殿絵図)〔1403〕
- E. 鳥取城御住居向圖〔909〕
- F. 鳥取御城内御住居之画圖〔901〕
 - ア. 衾御殿之圖〔902〕
 - イ. 御城内松御殿図〔903〕
 - ウ. 御城御破損所絵圖〔878〕
 - エ. 無題(御城御破損所絵図)〔879〕
 - オ. 鳥取城三ノ御丸南御庭御築出シ之御絵圖面〔897〕
 - カ. 鳥取城三ノ御丸南御庭御築出シ之御絵圖面〔899〕

それぞれ差圖に画かれた内容を検討のうえ説明する。

A. 鳥取城二ノ御丸古絵圖写〔894〕 六分計 131×105cm【第4図】

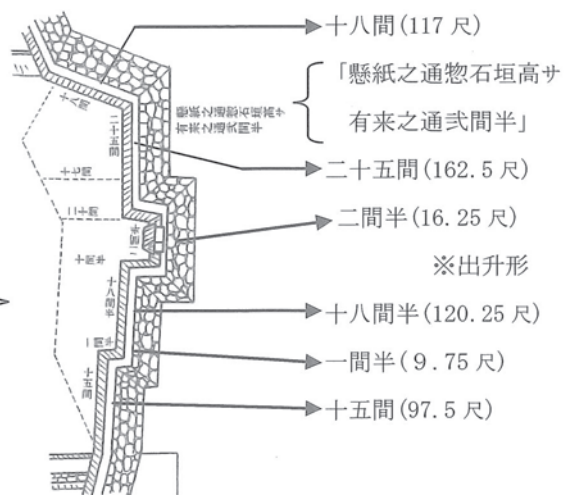
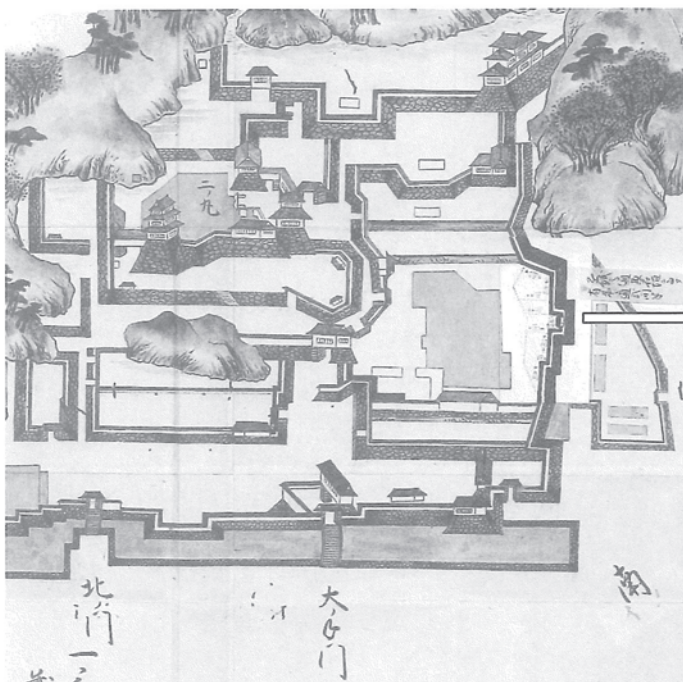
表題に「二ノ御丸」とあるが、敷地は現三の丸跡を示している。古絵圖写で端裏に「岱嶽院様御代之圖」と添書しており、五代重寛が藩主〔延享四年(1747)~天明三年(1783)〕の時期にあたることが知られる。一間〔6尺5寸≒197cm〕を6分〔約18mm〕とする縮尺で、殿舎の平面間取りに柱割や引違いを画き入れる。表向部分を黄色、奥向部分を薄赤色(桃色)に彩色し、室名も流麗な筆致で書かれており、見栄えのする図面である。

B. 天保十五年 鳥府久松山御城積間圖〔882〕 二分計 170×118cm【第5図】

前節にあげた《第1表》の絵図⑬そのもので、左わきに「天保拾五ノ辰ノ利夏下旬稲葉大坪市郎ノ宗武謹図之(朱角印)」とあって、年代と作者が知られる。山下ノ丸全体にわたって城内施設や建物配置を示し、規模寸尺も記入してある。墨線素描のフリーハンド(柱割や引違い表示なし)ながら一間を2分〔約6mm〕の大きさとしており、各曲輪の敷地は実測によって正しい形状で作成している。ここでは御本丸〔現二の丸跡〕が空地のままに対して、現三の丸跡に殿舎間取りが画かれているのは注目しなければならない。つまり、現二の丸跡に殿舎が再建される前のものであることを示している。

C. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕 六分計 192×172cm【第6図】

この差圖は三ノ丸全体をあまねく示し、一間を6分とする縮尺、殿舎の平面間取りを朱線引きで画かれ柱割や引違い表示もされている。当圖の右下に、「一 △印 御塀覆」「一 ▲印 御板塀」「一 …印 御柵」と凡例し、石垣や塀の規模寸尺を記入してある。とくに奥向部分や太鼓門を入った先方にある宝蔵・土蔵の一郭に掛紙を重ねており、改築・変更計画らしく検討すべきものがある。掛紙をあげた下図には彩色してあり差圖Aと同様、表向部分が黄色、奥向部分が薄赤色(桃色)で、掛紙の方は着色しない。作成年代は無いが、後述するように掛紙について変遷経緯を推察でき、どの時期にあてはめられるか考えてみる必要がある〔後述、差圖C1・C2・C3・C4〕。



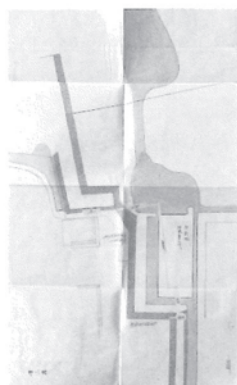
エ. 御城御破損所絵図 [879] 下図▼

⑬万延元年鳥取城修覆願絵図 [886]



出升形あり

エ. 御城御破損所絵図 [879] 上図▼



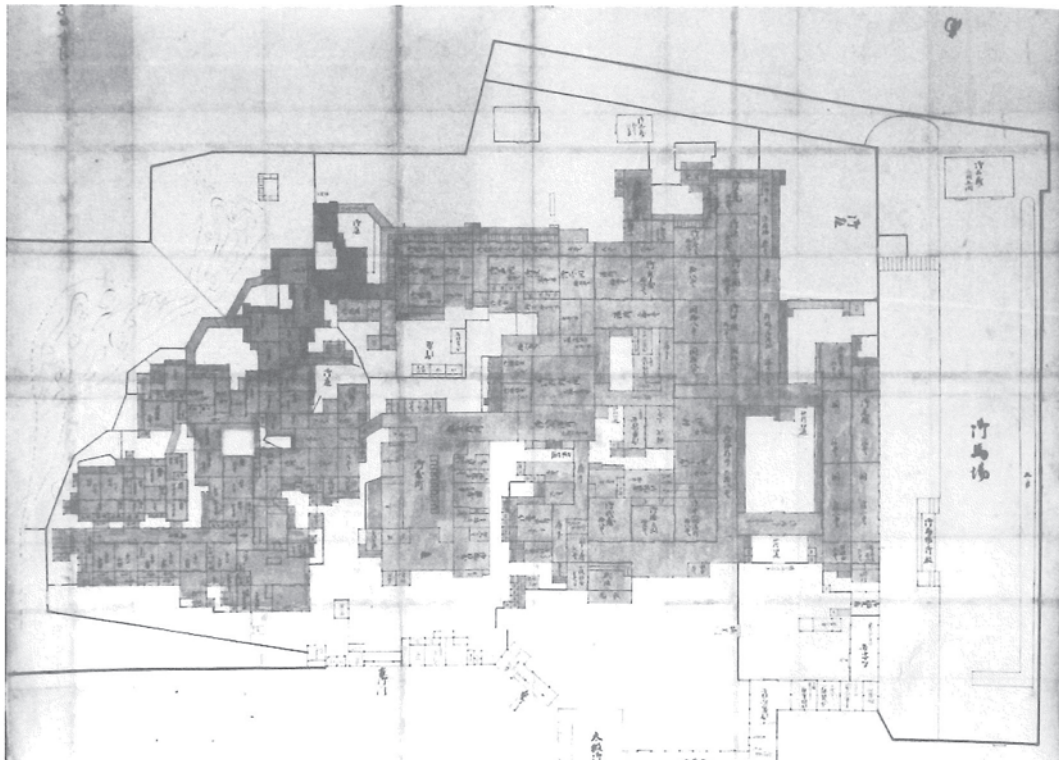
ウ. 御城御破損所絵図 [878]

オ. 絵図面の
懸紙になる

カ. 三ノ御丸南御庭
築出シ之御絵図面 [899]

オ. 三ノ御丸南御庭
築出シ之御絵図面 [897]

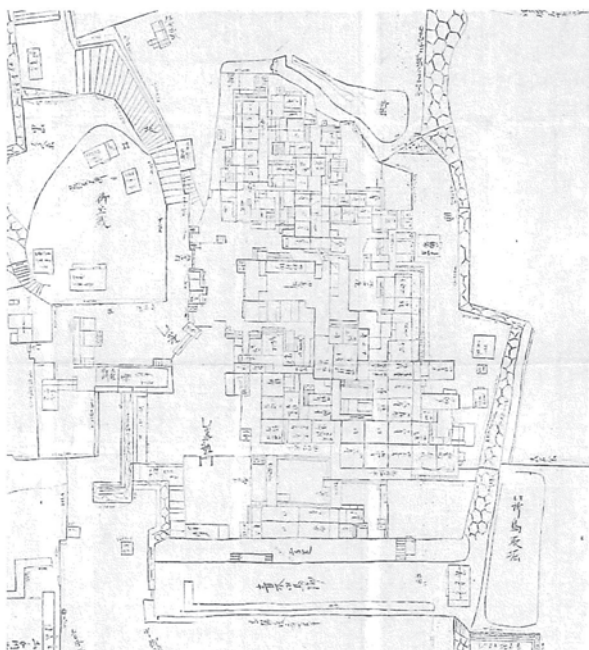
第3図 三ノ丸南御庭築出シ関係の絵図(それらのうち計画図も考えられる)



第4図 A.鳥取城二ノ御丸古絵圖写 [894]



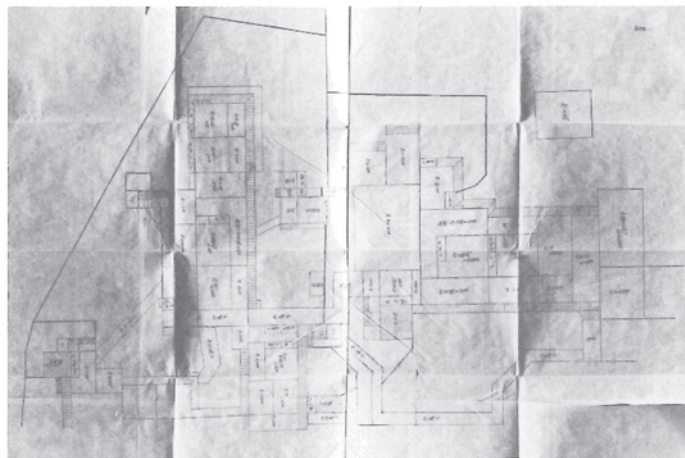
第6図 C.鳥取城三ノ丸絵圖 [914]



第5図

B.天保十五年鳥府久松山御城積間圖 [882]

[現三の丸部分]



第7図 D.三ノ丸御寢所と休息・奥向間取り図

(米子城二ノ丸御殿絵図) [1403]



第8図 E.鳥取城御住居向圖 [909]



第9図 F.鳥取御城内御住居之画圖 [901]

D. 三ノ丸御寢所と御休息・奥向間取り図 (米子城二ノ丸御殿絵図) [1403] 六分計 73×52cm 【第7図】

これには「米子城二ノ丸御殿絵図」とあるが、画かれた平面間取りは鳥取城三ノ丸の御寢所・御休息および奥向の御休息・御寢所・御奥御居間を示している。よって表題は誤りで、「鳥取城三ノ丸御寢所と御休息・奥向間取り図」とすべきものである。一間を6分の大きさに墨線引き(柱割や引違いを表示しない)する。

E. 鳥取城御住居向圖 [909] 六分計 141×83cm 【第8図】

この差圖は三ノ丸奥向まわりを墨線引きし、後方にある御休息と御寢所を中心に平面間取り・柱割・引違いを表示する〔差圖E1〕。上部の左側に掛紙で御居間と御寢所および老女・呉服ノ間を重ねて貼り付け「二重御長押・御長押・御杉戸」など朱書きしてあるのが目につく〔差圖E2〕。その他、前方に続く諸室は柱割・引違いを表示せず、御寢所・御休息、ならびに御臺所や宝蔵・土蔵のあったところでは建物外まわりの略図とし、「松御殿向」「元御局向」「新御局向」「惣湯殿不浄処」を付箋する。これら略図部分は既存建物を表すものと思われる。なお、御奥御居間にはなぜか室名が記入されていない。

F. 鳥取御城内御住居之画圖 [901] 墨線六分計、朱線およそ五分五厘計 149×91cm 【第9図】

差圖Eと同様、三ノ丸奥向部分の平面間取りを示すが、墨線引きと朱線引きの両方に区分して作成されている点に特徴をみる。しかも墨線は六分計、朱線はおよそ五分五厘〔≒16.5mm〕ほどの大きさとする。墨線引きは在来の建物で、朱線引きの方は御居間・御休息ならびに細長い長局二棟を斜め折れに接続して画いてあって、増築計画のために作成されたものと考えられる。さらに御奥御居間の上に御居間・御休息を変更する掛紙、および太鼓門を入った区画にも現丸の内跡(宝隆院庭園)へ上がる「南坂下御門此通御登道上り一間ニテ一尺」を設けるための掛紙〔指圖F2〕がある。この門前に石垣で挟まれた登道(長さ8間ほど)を示すが、現状ではその形跡が認められず築造されなかったようである。

以上、差圖Bを除く差圖A～Fはいずれも一間を6分〔約18mm〕とする大きさ、つまり六分計で一間=6尺〔≒182cm、実際には6尺5寸をとったのかもしれないが〕とみなせば、縮尺1/100に相当する基準寸法として作図するのに都合よかったと思われる。

ところで、差圖Fは「御城内御住居向之図七枚」[900～906]と題する上袋の中に納められてあり、次の松御殿二図も含まれている。

ア. 松御殿之圖 [902] 十二分計49×33cm 起し絵図 【第10図】

イ. 御城内松御殿図 [903] 三分計、朱格子入り 40×27cm

ア図は室内まわりを展開図に起したもので、イ図は略間取り図である。先述したように文久二年(1862)江戸小石川水戸藩邸の松ノ御殿を移しており、差圖Eから御寢所・御休息の隣室(差圖C・Fでは御納戸四十畳)に「松御殿向」と付箋してあって存在が知られる。しかし平面構成に違いがみられ、水戸藩邸のものか、あるいは三ノ丸殿舎へ移建に際して改めて設計したかもしれないが、推測にすぎず検討すべき余地が残される〔その点、詳細な考証は別の機会にゆずりたい〕。

また、他に破損所絵図や三ノ丸南庭築出シ絵図もある【第3図】。

ウ. 御城御破損所絵圖 第一ノ圖 [878] 51×30cm

エ. 無題 (御城御破損所絵圖 第二ノ圖) [879] 42×29cm 上下二枚重ね

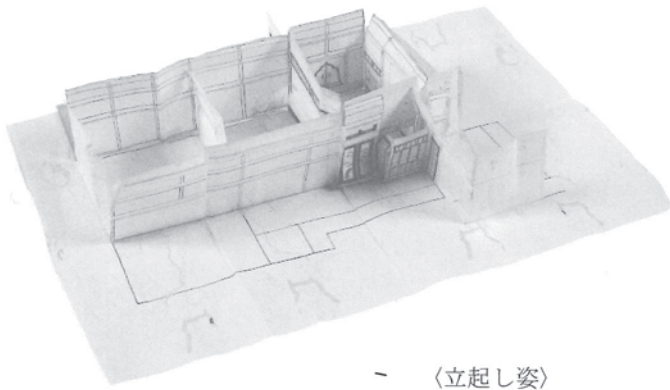
オ. 鳥取城三ノ御丸南御庭御築出シ之御絵圖面 [897] 95×43cm

カ. 鳥取城三ノ御丸南御庭御築出シ之御絵圖面 [899] 41×41cm

ウ～カ図は三ノ丸の外辺石垣の修理や拡張に際して作成したものである。ウ図とエ図は両案の計画を組として示され、オとカの両図は「三ノ御丸御地所御築出し之節之下絵圖ども□式枚取合モノ也」と題する上袋の中に入っている。いずれも年代を明記しないけれど後述するように万延元年(1860)三ノ丸拡張と関連するものと考えられる。

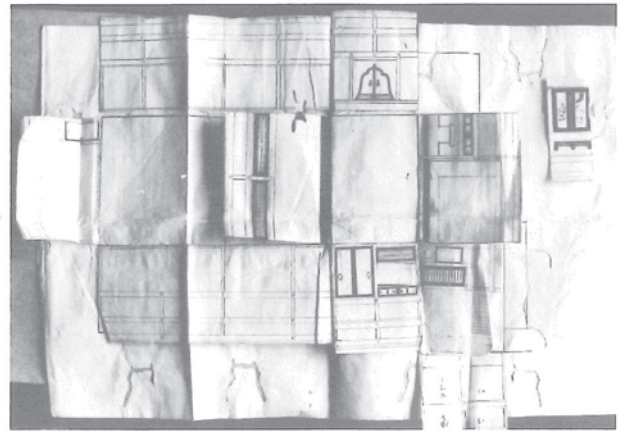
4 三ノ丸殿舎差圖や城絵図の作成時期

前節であげた三ノ丸の殿舎差圖は、A. 鳥取城二ノ御丸古絵圖写 [894] が五代重寛の時期〔延享四年(1747)～天明三年(1783)〕、B. 鳥府久松山御城積間圖 [絵図③・882] が天保十五年(=弘化元年1844)である以外は年代を明記しない。しかし、現三ノ丸跡が当初の侍屋敷から中之丸→二之御丸→居屋敷・三ノ丸と変遷したこと、それにあわせて城絵図を通じてみると曲輪・住居敷地の拡張や三ノ丸の石垣形状、とくに万延元年(1860)南

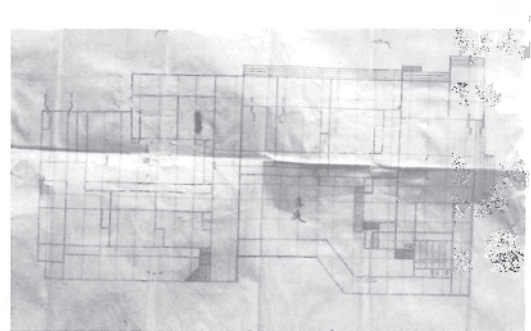


・ 〈立起し姿〉

ア. 松御殿之圖 [902] ▼

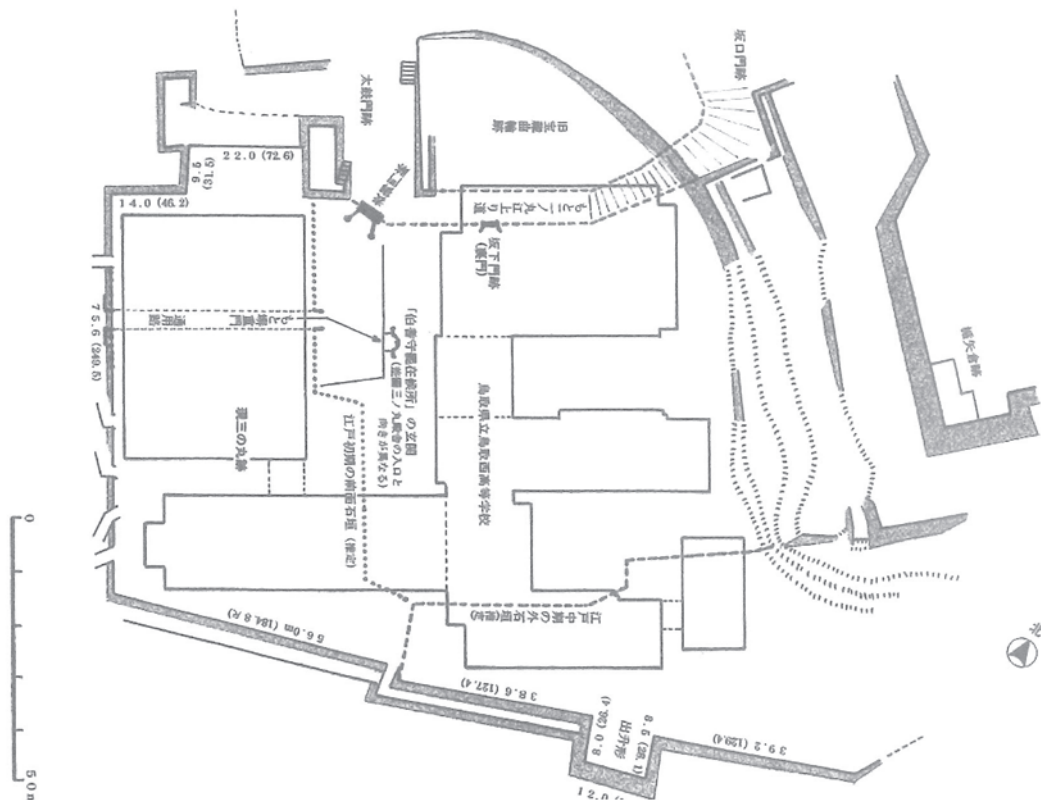


▲ 〈平面展開図〉



▲イ. 御城内松御殿圖 [903]

第10図 松御殿古図



第11図 現三の丸跡

庭築出シ・外辺石垣の変わっている様子が認められる。また差圖C・E・Fのうち、現二の丸跡と天球丸跡へ坂口門まで登るルートが変更された個所もみられる。かつ各差圖に画かれた殿舎配置や平面間取りの前後関係を考慮してみれば江戸後期・幕末において作成されたと推定される。

まず《第1表》から絵図④・⑤は「伯耆守罷在所」の前面が太鼓門わきに位置し塀重門の左側石垣・塀が内折れに奥まっていた（現状と異なる）が、絵図⑥～⑧すなわち享保五年（1720）の石黒大火焼失時では太鼓門わきに長屋、および先方へ出て横一直の長屋門を、かつ太鼓門内の右手斜めにも「屋舗」へ入る長屋が描かれている。以降、絵図⑨～⑰は現三の丸跡「居屋敷→三ノ丸」（ただし絵図⑱のみ「二ノ御丸」）の先方、青木馬場沿いが横一直で中央に走櫓を建て、上敷地内に塀重門、また太鼓門内の右手斜めに表門と坂下門を構えるようになっていた《第1図参照》。

そうして絵図④～⑪までと⑭・⑮は居屋敷・三ノ丸の南東辺石垣が数ヶ所の斜め折れ線に画かれているが、絵図⑫・⑬は直折れ入り（横矢掛り形式）に《第2図参照》、また⑯・⑰万延元年（1860）十月「鳥取城修覆願絵図」二枚〔886・887〕では出升形に変更し規模寸尺を記入してある。当絵図に、

因幡国鳥取城石垣張出し取廣ヶ場所之覚

一三ノ丸住居續キ南東之方有来蔵地囲之内江掛紙之通石垣并塀覆共張出し取附申度奉存候此段奉願候以上と記し、三ノ丸南庭敷地の拡張届を幕府へ提出したことが分かる。

ウ～カ図は関連あるもので、それぞれ立案計画のために作成された。すなわち、ウ図は石垣の外側下に長方形の「御新地 坪数百十七坪」を設けること、エ図について上図では石垣外下にある細長の柵蔵を建て上げるため、下図では別に出升形（横矢掛り形式）を設けることが示されている。またオとカの両図は三ノ丸南庭敷地の拡張にかかわり、オ図は天球丸から三ノ丸へ下がる石垣とカラ堀に沿ってウ図と同じ「御新地」がみられる。なおカ図では横長な出升形が画かれ、エ上図と同じものであるが計画図と思われる《第3図参照》。

現三の丸跡【第11図】を踏査すると明治維新後、石垣が改変された箇所がみられるものの、絵図⑯・⑰とエ下図の形状と同様に出升形が画かれている。ただし正確なものでなく、絵図⑱とB・鳥府久松山御城積間圖（絵図⑬）のように南東辺の中途が大きく直折れして入り（長サ7間半）、それから天球丸下の柵蔵（柵倉）まで登り石垣で構築していたところが、さらに直折れ部より南方へ敷地を広げ、現状の如く中途に出升形を設ける外辺石垣として変えたい。

同様にA・鳥取城二ノ御丸古絵圖写〔894〕とB・鳥府久松山御城積間圖〔882〕、並びにC・鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の下図〔差圖C1〕が前者の石垣中途の直折れ入りに画かれるが、いっぽうC・鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の掛紙図〔差圖C3・4〕、およびE・鳥取城御住居向圖〔909〕やF・鳥取御城内御住居之画圖〔901〕では後者の南東辺に出升形を示しているのが認められる。

以上、現二の丸跡へ登る道筋の変更や外石垣が直折れ横入り→出升形となって、それぞれ示される曲輪形状を目安に勘案してA～Fの三ノ丸差圖は、いずれも江戸後期とみなされ、画かれた殿舎の状況や前後関係を考慮すれば、

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| A. 鳥取城二ノ御丸古絵圖写〔894〕 | 延享四年（1747）～天明三年（1783） |
| B. 鳥府久松山御城積間圖〔882〕 | 天保十五年（弘化元年1844） |
| C1. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の下図 | |
| C2. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の掛紙図 | |
| C3. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の掛紙図 | |
| D. 三ノ丸御寝所と御休息・奥向間取り図 | 同様な殿舎配置・構図 |
| （米子城二ノ丸御殿絵図）〔1403〕 | |
| C4. 鳥取城三ノ丸絵圖〔914〕の掛紙図 | 同様な殿舎配置・構図 |
| E1. 鳥取城御住居向圖〔909〕の下図 | |
| E2. 鳥取城御住居向圖〔909〕の上貼り図 | |
| F1. 鳥取御城内御住居之画圖〔901〕の下図 | |
| F2. 鳥取御城内御住居之画圖〔901〕の掛紙図 | |

という順に考えることができる。ただし、差圖C2・差圖E2および差圖F1・F2は画かれた内容によっては計画図と思われる部分も含まれる。

これまで述べてきたことを、現二の丸跡が「御本丸」→「二ノ丸新御殿」、また現三の丸跡でも「中之丸」

→「二之御丸」→「三ノ丸」と呼称変えされた経緯、あわせて三ノ丸殿舎の差圖が江戸後期として、それらの時期をあてはめれば《第3表》のように比定されるであろう。

《第3表》両殿舎および城絵図・三ノ丸差圖の時期あてはめ比定

時 期	現二の丸跡	時 期	現三の丸跡	史料
慶長5～元和3 元和3～寛永9 寛永9～慶安1	池田長吉・長幸 池田光政 「御本丸」		(空地) 侍屋敷 城代高木外記 _{下線(1)}	絵図①② 絵図③
慶安1～貞享2 貞享2～元禄13 元禄13 ～享保3	「本丸」池田光仲 「本丸」二代綱清 「御本丸」三代吉泰	寛文3～貞享2 貞享2～元禄6 元禄13～正徳1 正徳1 享保3～同5	「中之丸」嗣子綱清 _{下線(2)} 「中之丸」致仕君光仲 _{下線(3)(4)} 「中之丸」綱清が隠居 _{下線(4)(5)} 中之丸旧館取り壊し _{下線(6)} 改めて造営「二の丸」三代吉泰 _{下線(7)(8)}	絵図④⑤
享保5石黒大火	「御本丸」焼失	享保5石黒大火	「二の丸」焼失	絵図⑥⑦⑧
享保6～ 文化4 ～天保15	文書記録「御本丸」 城絵図「二ノ丸」 (空地)	享保6～同8 文化4 天保15	「二之御丸」殿舎を再建 文書記録「二之御丸」 城絵図「居屋敷」 (殿舎あり)	差圖A 絵図⑨⑩⑪ 絵図⑫ 積間圖⑬B
弘化3～ 弘化4 ～明治維新	二ノ丸新御殿を造営 西北部を増築	弘化3～ 万延1 文久3	「三ノ丸」と唱える 南庭拡張 松御殿を移建	絵図⑭⑮ 差圖C、D 絵図⑯⑰ 差圖E、F

5 各期における三ノ丸殿舎配置

近世鳥取城の居館は、当初は現二の丸跡に殿舎を設けて「御本丸」とした。現三の丸跡は侍屋敷から→嗣子や藩主隠居（光仲と綱清の両代だけあてられた）のための住居「中之丸」ができ、次第に敷地を広げて殿舎を整備するようになるが、享保五年（1720）の石黒大火で焼失した。

その後、現三の丸跡に「二之御丸」殿舎が再建され、古記録・文書類の記述から辿れるように明治維新まで改築や増築がくりかえされてきた。先にあげた三ノ丸差圖A～Fによって建築構成が具体的に知られる。差圖C・E・Fには掛紙や貼紙を重ねてあり、江戸後期における殿舎配置や変遷のほどを推察できる。各期それぞれの状況をつかむため、各図に書きおこしてみた【差圖A～F2】。なお、方位に振れがあるので太鼓門に入って三ノ丸の表御門・裏御門が並び立つ側を正面（または前側・前方）、その奥部を背面（背後・後方）、向かって右側（右手・右方）、左側（左手・左方）として位置や場所を説明する。また差圖では室名を記入していて建築名でないけれど、主要建物を〈御書院〉とか〈式台・鎗之間〉〈御居間〉などのように棟ごと〈〉で表現しておく。以下、殿舎配置や平面構成について差圖に見られる順に述べてみよう。

A．鳥取城二ノ御丸絵圖写 [894]

五代藩主重寛〔延享四年（1747）～天明二年（1783）在職〕の時期である。差圖を見て分かるように、太鼓門の左わき斜めに建つ表御門が正式に表向部分の殿舎（黄色）へ入るところ、その左手の裏御門（坂下門）は御台所・奥向部分（薄赤色）に通用する口である。

表向部分は、まず表御門に入って斜めに進めば、正面に構えた敷瓦・拭板（玄関）へ上がり、〈御式臺・鎗之間・中小姓詰所〉〈弓之間・仲ノ間〉が矩折れ棟をなし、後方へ〈御書院・御次・三ノ間・四ノ間など〉の中心棟と接続する。それらの右側廊下つたいに〈御走槽（評定所）〉の縦長棟が馬場沿いに面して建ち、さらに太鼓門まで前方へ数室の折れ長屋が続く。それらの内側、〈御式臺〉右隅より塀仕切りの中に「塀重門」が構えている点も留意すべきところである。

〈御書院〉の左方へ〈御居間・御次・三ノ間・詰所・舞台〉、ついで〈御寝所・御次〉と横長一棟に接続し、〈御居間〉の前方に〈御料理之間〉〈御臺所〉が雁行棟ズレに配置する。また〈御式臺〉の左側および背後に家中藩士の勤務詰所や食事を賄うための部屋などを設ける。

このように表向部分の殿舎群は、〈式臺〉→〈御書院〉→〈御居間〉→〈御寝所〉へ進む動線計画をとっており、〈御走槽〉や〈御料理之間〉〈御臺所〉などを配置した状況が分かる。

三ノ丸敷地の左半にある奥向部分では、多くの部屋をジグザク状に配し廊下でつないでいるが、〈御寝所〉の奥庭に位置する御二階家（楼閣）・御六畳・御八畳・稽古所・湯殿が藩主の私的生活する建物と考えられる。それに〈御寝所〉から〈御二階家〉〈御八畳〉→〈御部屋八畳・御次・呉服間〉へ斜め折れつたい廊下で泉水流れに沿っており、趣向ある配置といえる。

稽古所の前方に接続する部分の平面間取りは整然としていないけれど、「御部屋」三室と呉服間・老女詰所・御臺子（台司）が各八畳、他に上長局（六畳・四畳半数室）や長局・広式（御末）・内台所など諸施設を配する。『鳥府厳秘録』寛延二年（1749）正月十九日「……御城女中、不殘御暇出、御錠口メ切に相なる。全儉約の故なり。」と、女中衆が奉公するところがわかる。別に裏御門を入れば〈御臺所〉の左側面を進入して横長棟の奥向式台に達する。

B．鳥府久松山御城積間圖 [882]

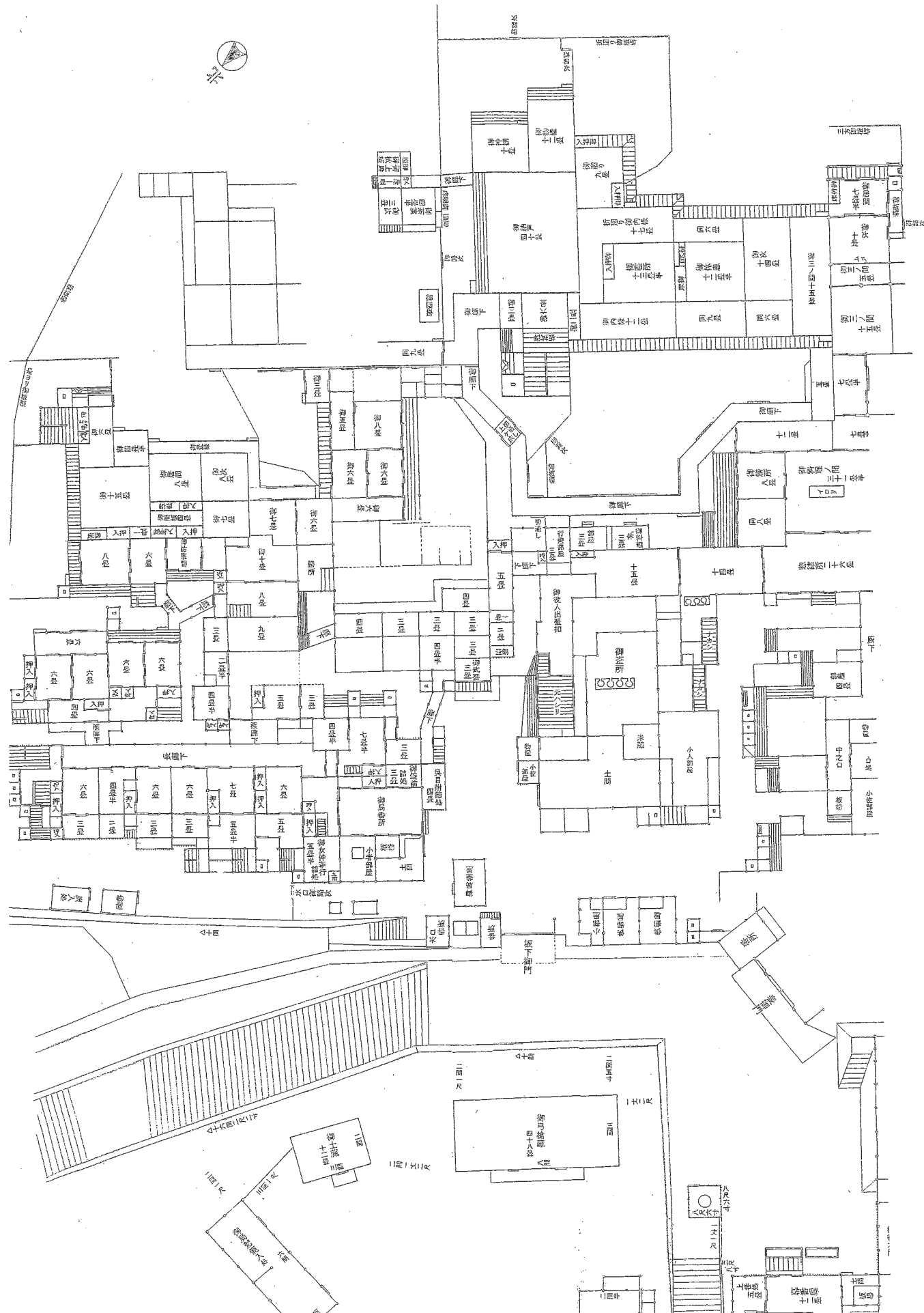
天保十五年（弘化元年1844）のもので、三ノ丸殿舎の配置や間取りは差圖Aとズレが少々みられるものの、全体的に同様である。ただ、表向〈御居間三ノ間〉の後方に稽古所が付属して設けられ、〈御寝所〉そばにあった御二階家・御六畳・御八畳は取り払われて御鞠場・タカヘヤに改め、奥向の稽古所が御二階となつている。その他、奥向〈呉服間〉では背後の六畳と右側の部屋八畳・御次が除去され湯殿を設け、かつ斜め折れつたい廊下も無くなっている。

C1. 鳥取城三ノ丸絵圖 [914] の下図

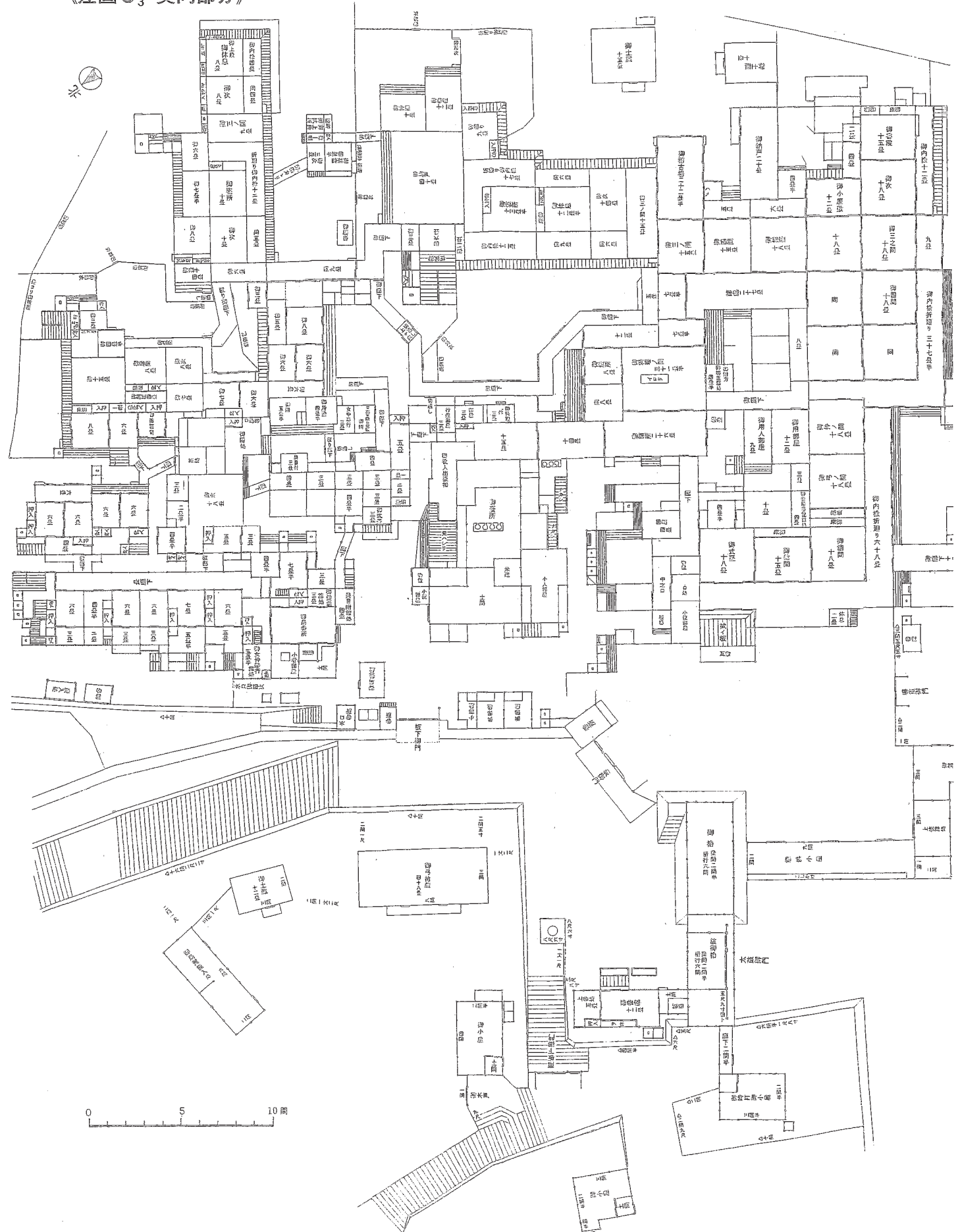
差圖Cの時期は知られないが、掛紙をすべてあげた下図の殿舎配置は積間圖B（絵図⑬）に次ぐものと考えられる。それは背後の外辺石垣が途中で直折れ入り横長サ六間九尺（48尺）で、天球丸へ楯倉下まで登りとなっている個所が積間圖Bと同様であることによる〔中途折れ石垣の横長サ七間半（48.75尺）、ちなみに御城内手配之図⑭も同寸尺〕。また現二の丸跡・天球丸跡へ登る石段も三ノ丸坂下門（裏御門）と「御宝蔵」区郭の間を



《差圖C₂ 奥向部分》

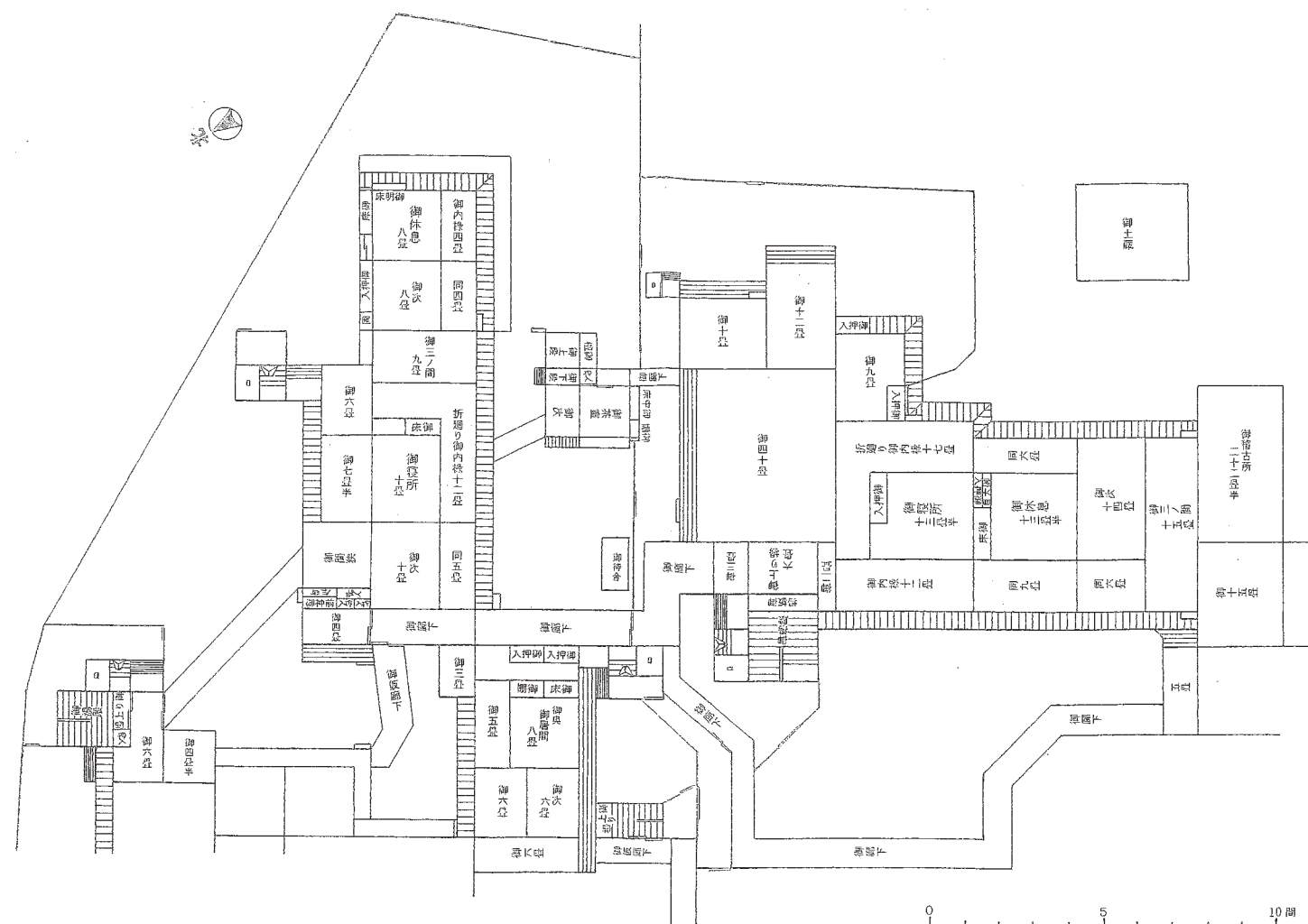


《差圖C₃ 奥向部分》



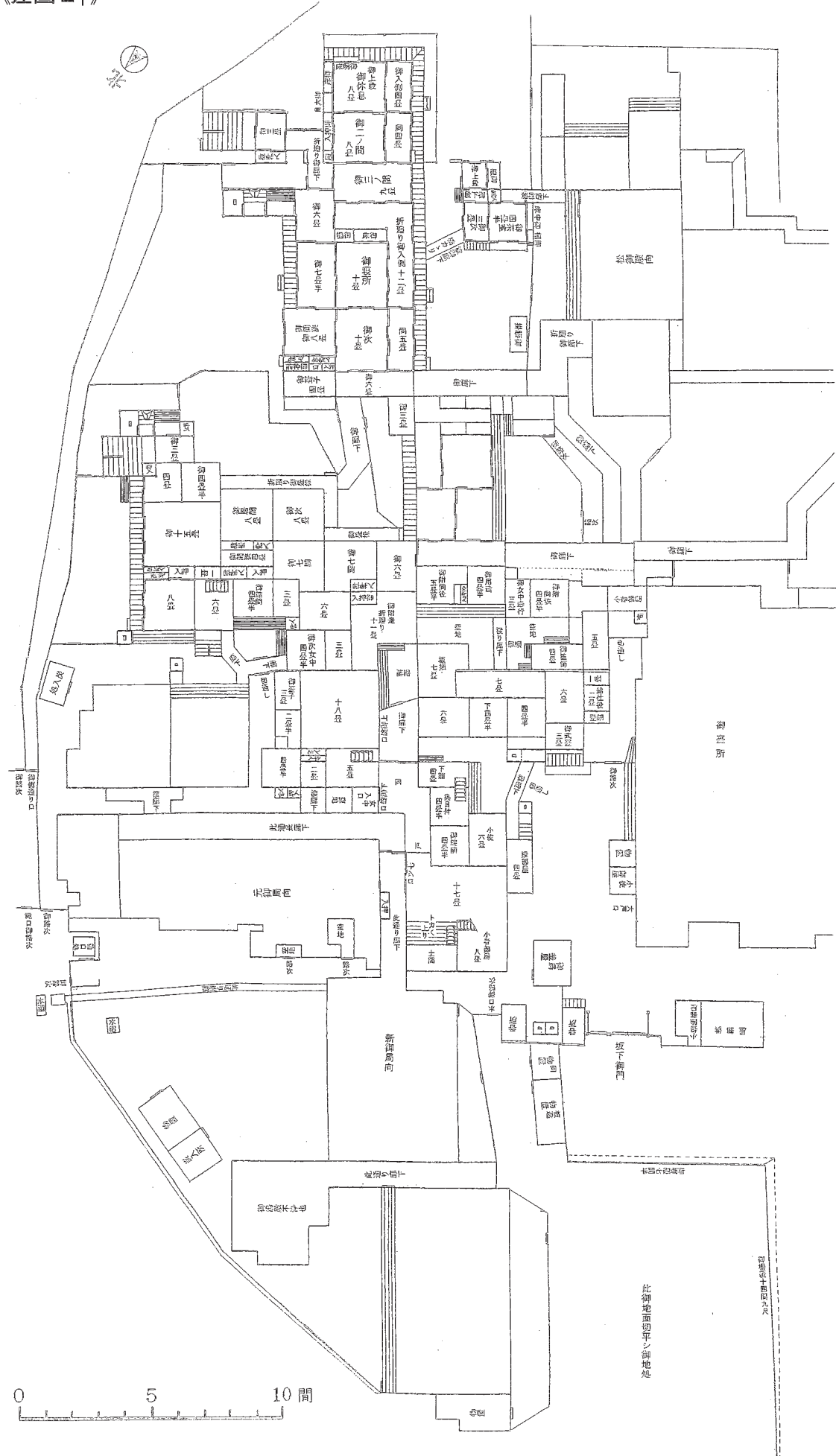


《差圖C4》

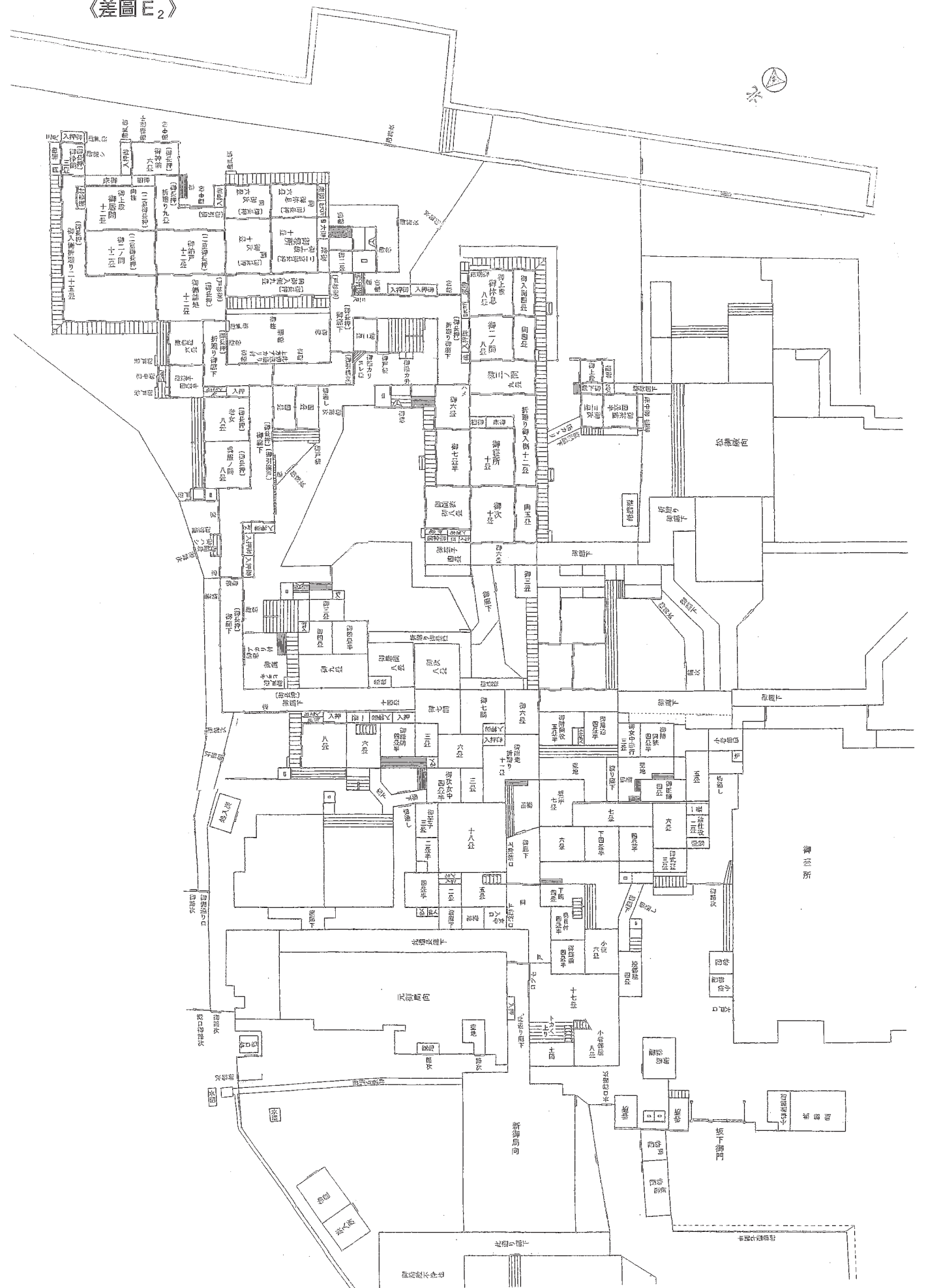


《差圖D》

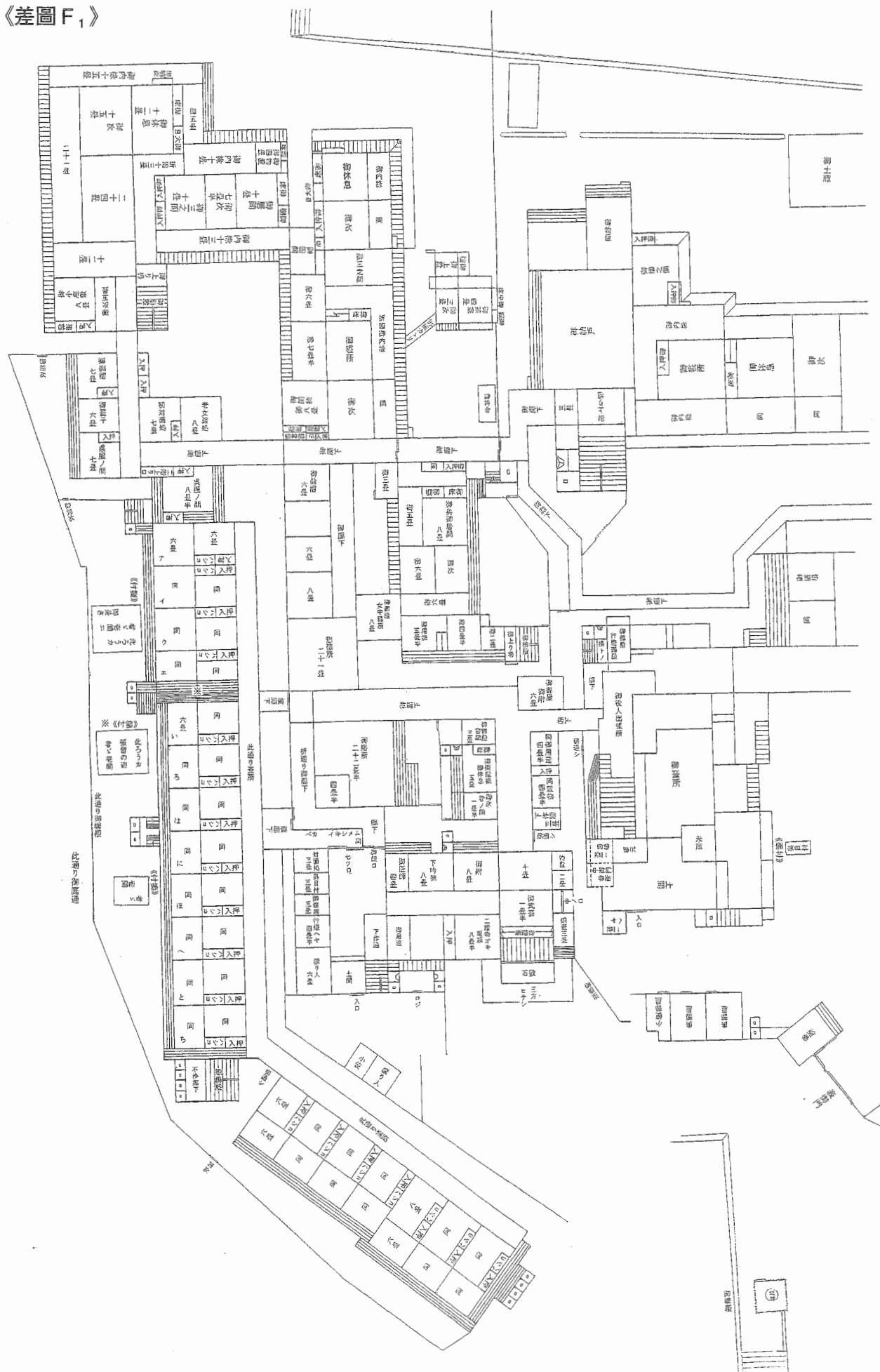
《差圖E₁》



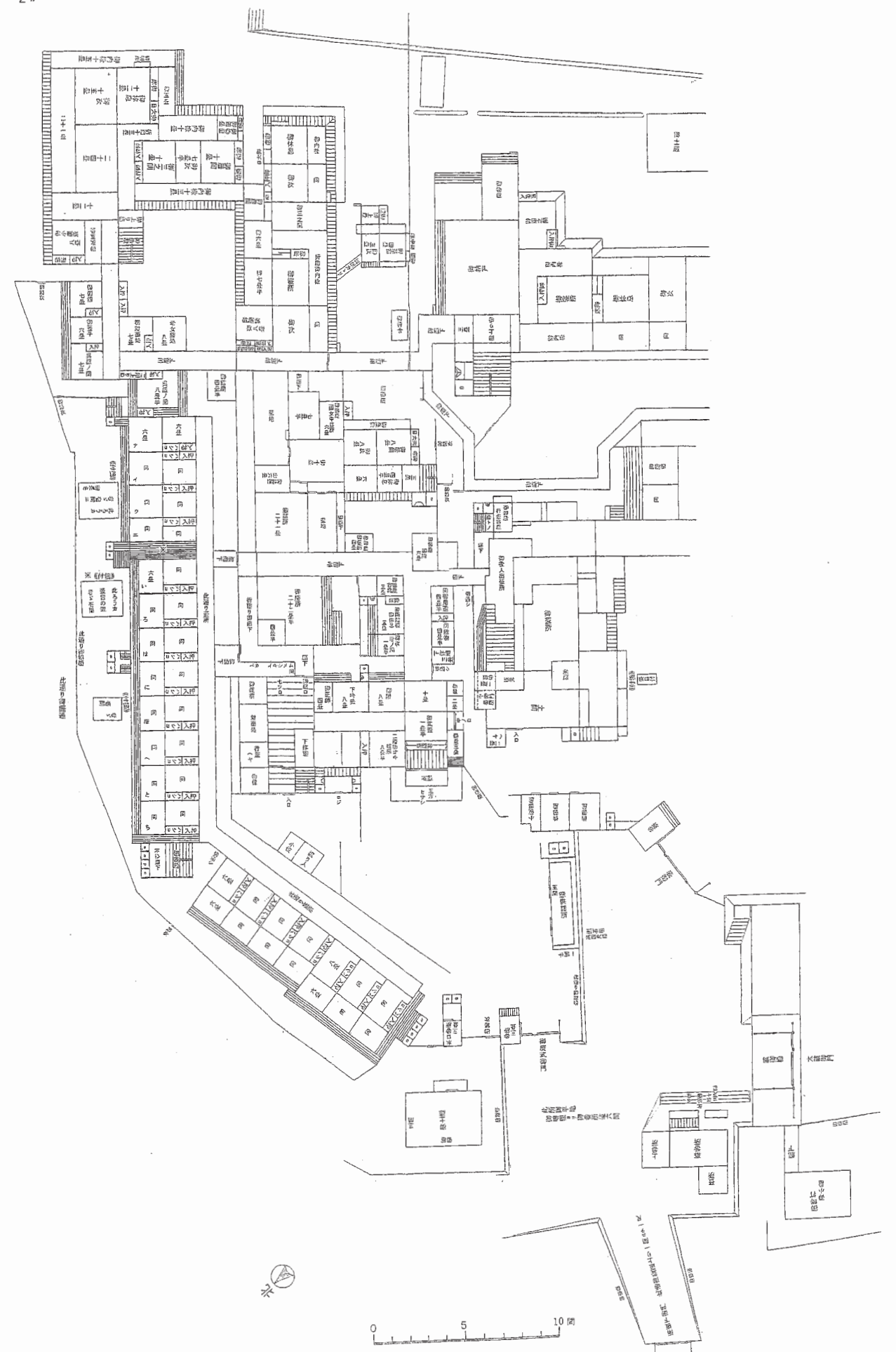
《差圖E₂》



《差圖F₁》



《差圖F₂》



通るルート筋と同じである。

表向部分の平面構成は、ほとんど変わらないものの〈御寝所〉だけが奥へ半間移動して、御次八畳→十畳、神前御拝を設けた御側処も四畳半→八畳に広げられた。その左斜め近くに位置した御鞠場・タカヘヤが取り払われて、奥向として新たに〈御休息・御次〉と〈御檀上段間・茶室〉が建てられ、御二階まわりも改めて〈八畳・六畳二室のくい違い間取り（記名ないが後に御奥御居間）〉となる。それらの前方、もと呉服間部分が十二畳・八畳三室・六畳二室・四畳半・祐筆間・湯殿に増設、老女詰所・臺子・鳴子ノ間などが十畳・八畳・九畳・五畳などに整備し、かつ左側の諸室も模様替えされたい。それら敷地左側は天球丸の下り部分で泉水が無く、つづら折り坂道が設けられ紅葉御殿もあった。『鳥府厳秘録』寛政八年(1795)九月十四日「二之御丸御裏庭の不動明王の尊像をは、……」、文化二年(1805)二月十五日「初午。二の御丸稻荷祭り。大胴轟き夜は余多の燈籠御庭山に立並ふ。」とか、奥向における庭の情景がしのばれる。

C2. 鳥取城三ノ丸絵圖[914]の掛紙図

差圖Cの掛紙は奥向（長局・広式）部分と「御宝蔵」区郭、南庭拡張の敷地それぞれ4片、さらに部分的な貼紙もあって込み入ったところがある。いちおう奥向の掛紙部分を差圖C2、そのさらに上重ね掛紙部分を差圖C3、御宝蔵区郭の掛紙にあたる部分を差圖C4とみなして、それぞれの状況を検討する。

まず差圖C2について、差圖C1下図の表向〈御居間・御寝所〉の棟ズレが〈御寝所・御休息・御次・三ノ間〉と改めて一つの建物にまとまり、その左側に広い御納戸・神棚間・物置・溜り間・湯殿などを付属して規模大きめに増築、もと稽古所も〈御居間・御次〉に替えられた。それに御納戸の左方、塀をへだてて〈御檀上段間・茶室〉が建てられて廊下と連絡するが、別に差圖C1にあった〈御休息・御次〉のところでは二列並び四室の間取りを示すだけ（部屋名を記入せず）に画かれ、移動計画のように思われる。他に〈御寝所・御休息・御納戸〉の前方、〈御臺所〉に沿う迂回の折れ曲がり廊下を設け、呉服間の右わきに六畳・祐筆間、背後に十五畳・御居間・御次などを増築するよう画かれている。

C3. 鳥取城三ノ丸絵圖[914]の上重ね掛紙図

次に差圖C3では、先の二列並び四室（無記名）の上に掛紙して、田字型四室が〈御寝所・御次・七畳半・八畳（御間狭）〉となり、前入側左半に御神前臺子を設け、また〈御休息・御次〉は後方へ移動のうへ三ノ間を付加して縦長続き一棟にする。そこは背面の中途折れ石垣を改めて敷地拡張したところで、殿舎先にのばして〈御休息・御次〉を配置できるように作成している。ゆえに万延元年(1860)絵圖⑩⑪の「三ノ丸住居続キ南東之方石垣張出し取広ヶ場所」に相当し、時期を推定できる。ここでは、〈御寝所〉と〈御休息〉が表向と奥向に二棟ずつ建てられ、両方における住居機能が重複して使用されることとなる。

それに横長棟式台の左側と背後を御末・茶処・御膳所・御用達・女中奉行など部屋を設ける。そのうち「三智麻呂様御附」がみえ、『在方諸事控』万延二年(1861)三月十日に「三知麻呂様……古海御茶屋え御出候……」、かつ文久二年(1862)十二月十二日に「一三智磨様来ル十四日五ツ時早メ之御供揃にて……」とあって時期が知られる。

D. 三ノ丸御寝所と御休息・奥向間取り図[1403]

これは差圖C3に画かれた表向の〈御寝所・御休息・御納戸〉と奥向の〈御檀上段間・茶室〉および〈御休息・御次〉〈御寝所・御次・御神前臺子〉や〈御臺所〉沿いの迂回折れ曲がり廊下と同じ平面配置であり、前方に〈御奥御居間・御次〉が認められる。ただし、〈御寝所・御休息・御次・三ノ間〉の右上に付属する稽古所がまだ存在し、差圖C2の〈御居間・御次〉に建替えられる前を示すものと考えられる。

C4. 鳥取城三ノ丸絵圖[914]の掛紙図

奥向部分で前方の長局・御局番所（内台所）に掛紙で長廊下折廻りが通るように諸室を模様替えする。さらに御弓槍蔵・土蔵・御局駕籠入処・御小屋がある区画（御宝蔵一郭）と現二の丸跡・坂口門へ登る石段にかけて掛紙で「此处地面切平し御囲地」と記入し、すなわち敷地を整備して折廻り廊下つなぎに長局二棟と惣湯殿二ヶ所を接続するように画かれている。これらは次の差圖Eにも同規模の位置を示し、前後関係が察せられる。しかも現二の丸跡・天球丸跡へ登るルート筋が変更され、外側の左わき斜めに「二ノ御丸江御上り道」と記入し、現城跡と同様な状態を示しており時期が推定される。ちなみに『化政厳秘録』文政十一年(1828)正月十六日に「夜、二之御丸御局の女中部屋より火起り、危して消留たり。恐悦の至也。」と火災にあったこと、また天保九年(1838)五月五日に御局女中数人が兵庫櫓より幡練を見物した記述がある。こうしたことから三ノ丸奥向に長局を増設する必要があったのかもしれない。

E1. 鳥取城御住居向圖[909]の下図

これは奥向まわりが画かれ、表向部分は略されている。奥向の殿舎配置は差圖C4と同一で、後方の〈御休息・二ノ間・三ノ間〉と〈御寢所・御次・御間狭〉の続き一棟と渡廊下つなぎに〈御檀上段間・茶室〉および〈御奥御居間・御次（本図に室名記入なし）〉に引違い建具を表示してあり、室内空間が明瞭である。それに対して「元御局向」「新御局向」「惣湯殿不浄処」は既存建物らしく平面間取りのない略図とする。また「松御殿向」は他の差圖をみると御納戸で、文久二年(1862)に江戸小石川水戸邸から移されたとしても、松御殿図二枚[902・903]と平面構成が異なり、あるいは改変されたかどうか判明しない《第10図参照》。

E2. 鳥取城御住居向圖[909]の上貼り図

前図にある〈御休息・二・三ノ間〉〈御寢所・御次・御間狭〉の左方へ敷地を広げて〈御寢所上段・御休息・御次二室〉と〈御居間上段・二ノ間・御納戸〉が棟続き建物に、その前方に〈物置・臺子〉〈老女・呉服ノ間〉を増築するように殿舎配置される。〈御寢所上段・御休息・御次二室〉は二列並び田字型間取り、〈御居間上段・二ノ間・御納戸〉は御居間が背面に奥まる矩折れ三室並びで前面に幅広い入側をとり、御神前と御檀御浄間が付属し、いずれも内法長押を打っており、格式ある座敷とする。かつ呉服ノ間より前方へ廊下が折れ伸びられて〈御居間・御次〉まで中通しにするよう画かれている。

F1. 鳥取御城内御住居之画圖[901]の下図

これも差圖Eと同様、奥向まわりを示し、前述したように墨線引きと朱線引きの両者がみられる。墨線引き部分は表向の〈御寢所・御休息・御納戸〉および奥向の〈御檀上段間・茶室〉と〈御休息・御次・三之間〉〈御寢所・御次・御間狭〉〈御奥御居間・御次〉〈御臺所〉で在来建物、それらの左側にある朱線引きが改築・増設の部分と思われる。後者では墨線引き〈御休息・御寢所〉の左側に、御居間の一列並び三室と御休息の矩折れ三室並びを折れ棟に複合した形で建てられる。さらに御居間の前面に小座敷を設け、かつ側留・臺子・呉服ノ間・初対面処・老女詰処や、前方へ細長い長局と折れ斜めの長局が続く。また長局の右側にも諸室の間取りを変えている。そのうち「御両殿様御休息」の部屋がある。

こうした奥向部分で、とりわけ延々と細長二棟かつ多くの部屋を連ねる長局を城郭内に設置するのは異例であるが、文久二年(1862)幕府より妻子の帰国が許され、参勤交代制度を緩和したことと関係するかわかれる。それに十二代慶徳は水戸中納言徳川斉昭の五男五郎麿で、將軍家に近い血縁ゆえもって長局を増設する可能性が考えられる。しかし嘉永五年(1852)閏二月に初入国、鳥取藩では財政貧窮により儉約を命じており、差圖の朱線引き部分は実施できないらしく、おそらく計画だけに終わったのかもしれない。

F2. 鳥取御城内御住居之画圖[901]の掛紙図

掛紙によれば、〈御奥御居間・御次（引違い間取り）〉のところが90°棟変えして〈御居間・御次・御休息（二列並び五室）〉に女中詰所・十畳・七畳半に改め、横長棟式台の左側の長局寄り「七ツ口・御錠口」の部屋を板敷きとしている。また南坂下門の位置をずらして道上りに構え、太鼓門わきの坂下門も斜め長局の先方へ移して広式門に変更している。

6 三ノ丸殿舎における用例

前節で三ノ丸殿舎の配置や変遷状況をみてきたが、表向部分の中心をなす〈御書院〉〈式臺〉〈御走櫓（評議所）〉はたいして変わらずに、明治維新まで存続した。差圖にみるところは享保五年(1720)石黒大火後の再建で、それも江戸時代後期であるが殿舎において藩政機能や住居施設を、どのように使われたかをうかがい知る必要がある。池田家文庫に殿舎における用例文書や関連資料がかなり多くみられ、『鳥取藩史』第三卷の儀式志や『鳥取県史・6 近世資料』（『因府録』卷之第七～第拾）に収録されているので、これらの様子を探ってみることにしたい。恒例にわたる年中行事・規式（御国）は以下のようなものである。

- | | |
|---|---------------|
| 正月元日 年頭御礼に家老から寄合・役人・諸士の三列、それに鶴包丁規式・御祝膳・鳥目御礼など | |
| 二日 御吉書初・読書初・御居合初・兵法初・御射初など | |
| 三日 御宮・御社参、取次一般・町人・諸職人連座御目見など | |
| 四日 御精進日として寺院・御仏間参り | 五日晚 御馬召初・御謡初 |
| 六日 寺社方御礼請、同晩御年越規式・御面御鏡披 | 七日 七種御粥祝・若菜御礼 |
| 十二日 御甲冑祝による武運長久 | 十三日 御船召初 |

十五日 左義長	十六日または十八日 新年御用始	十九日 城内御祈祷
二月一日および十五日 朔（初午）望御祭	三月三日 節句祝・雛祭上巳	
四月 御蚊帳釣初	五月五日 端午御祝（五節句）	
六月十六日 嘉祥	七月七日 七夕御祝、同月盆中	
八月十五日 御月見賞翫	九月九日 重陽の賀（五節句）、同十七日 東照宮祭礼	
十月 玄猪・御茶口切・御入湯	十二月十九日 御煤払、同二十八日 歳暮御礼	

他にも殿様誕生祝とか藩主の発駕や帰国、御首途、御目見、御礼帳、御使者・来客接待など諸例あり、どの殿舎へ進み諸座敷・各室において、もしくは列席・相伴控え・詰所すべきところを定め、作法次第などが行われていた。すべてあげえないものの、本稿では主な式典をなす正月元日の御規式について述べてみよう。まず早朝に、

藩主が〈御居間〉において屠蘇・白散・大福などの御祝い、

次に〈御書院〉へ出座せられて鶴包丁の式を執り行う。

再び〈御居間〉にもどって御引渡し以下の御祝い、

さらに〈御書院〉へ出座して、家老以下寄合まで年頭御礼を受ける。

その後、御中入にて御奥へ入って老女・女中衆の御礼→〈御居間〉で御膳を召上り、

三たび〈御書院〉へ出座、寄合以下より面々の元旦御礼を進めて終了。

暫時〈御居間〉にて休息、

又々、〈御書院〉で家老・著座衆・譜代・番頭・七家も列席のうえ晩におよぶまで御規式・能楽を執行。という動向でなされた。時期は宝暦年間（1751～64）・明和三年（1766）・同六年（1769）・安政二年（1855）・文久元年（1861）にわたる記録なので、三ノ丸殿舎においてであり、〈御居間〉と〈御書院〉の間をしばしば往復している。具体的に『因府録』より長文のまま、あえて引用する。

年頭御礼 元旦にハ家老以下士列諸役人年頭御礼に登城するを以て、大下馬内より番人を配布し、御奏者ハ早朝登城、御式台到来を指揮して諸般の準備を為す。元日御礼の面々又登城して規定の場所に詰む。

正月御規式元日

一、大下馬内下馬左右に張番式人、馬場入口之御門通左右ニ式人、車井戸通左右の内式人、太鼓御門際ニ町御目付の下奉行一人麻上下ニて相詰る。御番所へ町御目付兩人麻上下ニて相詰る。尤上番耆人右同断。下番四人御用人中の足輕羽織袴にて相詰る。式台前御門の外に張番二人。右の張番八人共に御普代番頭の足輕羽織袴にて相詰る。

一、太鼓御門より御式台迄式枚並ニ莛を敷置、御掃除頭作廻也。

一、御式台前左右ニ御押麻上下ニて相勤。

一、御式台目付ニ金の御屏風立、御供目付兩人相詰る。尤御徒方何れも麻上下着用。

一、早朝より御奏者当番非番ともニ髪斗目麻上下ニて致登城、并御式台到来ともニ不殘麻上下ニて相詰る。尤御奏者并到来供朝晩ともニ至支度。

一、御奏者見合ニて、御鳥目の間御縁側の方御唐紙際迄御毛氈を敷、御鳥目八十貫飭置。右の置所御毛氈を式枚宛敷、御鳥目の方を上座として、御家老中、著座中より先達て、太刀目録被差越ニ付、到来とも受取置、列の通居太刀飭置し、嫡子の列ハ夫々の家柄に応じ座席違申事故、左様の時は御見付へ承合列之通到来へ申聞置。御家中の登城の節詰処

御櫓休息所 御家老中 金之間 御著座中 同 大寄合

右之通金之間ニて御著座中并大寄合座著と申候に付、御奏者、同嫡子、御小取次の嫡子、摂津守様御附人、

近江守様御附人、御礼済迄御目付の詰所ニ罷越居る。御奏者の嫡子ハ御使番の嫡子と一所ニ御弓の間に罷出。御櫓御評定所 御番頭 同御縁側通 御鉄砲頭

御弓の間 御使番 御櫓次之間并御縁側通 御寄合

中之間 寺社奉行より御普請吟味役迄 御式台 元方御銀奉行より御鷹匠頭迄

右之面々嫡子罷出候得ば、親と一所に相詰。御礼請之際、家老以下掛役人列席者の位置左の如し。

そこで「御櫓并に詰所の図」【第14-1図】・「式台の図」【第14-2図】を挿入して、各部屋に着席すべきところが明示されてある。かつ同書に、

御礼被為請候列座

- 一、御目見の間、御縁側杉戸建切跡ニ金の式枚御屏風建、屏風の際より御障子際折廻り、御家老
- 一、御家老中列座の次ニ披露の御著座中熨斗目長上下小さ刀 御著座中
- 一、御鳥目飭有之通、熨斗目長上下小さ刀 御奏者
- 一、御櫓口左の方御縁側御障子建際跡ニ金の御屏風を建 御目付
- 一、御奏者列座の次ニ罷出、面々の名前御帳ニ記 御祐筆
- 一、御焼火の間御衝立際 御用人 御小取次

とあり、『因府歴年大雑集』でも《御判物頂戴之式》の用例図【第13図】を掲載、〈御書院〉において式典が行われた様子が具体的に知られる。それに同じ元旦、藩主が再度〈御書院〉へ出座して士分以上による披露・拝礼を受けるのに、金の飭太刀御礼および鳥目御礼という両例格式でもって、各自礼席の順序もあらかじめ進行するよう定めていた。『因府録』に、

- 一、御家老中御目見の御唐紙際に罷出相揃申候段被申上、退去にて御奏者へ御礼始め候様に被仰聞候。
- 一、御奏者金之間に罷越、御著座中御出候様申達す。
- 一、御家老中御著座中太刀居所御礼の座席、并披露の御著座中座席御書院三の間の内也。
- 一、持参の太刀御書院三の間と御目見の間御鴨居際より一尺五寸程下げ御目見の間に直し置、披露之御著座御目見の間御縁側の方御唐紙際ニ座著有之、罷出候面々ハ右御鴨居際より二畳下り座著御礼申上ル。

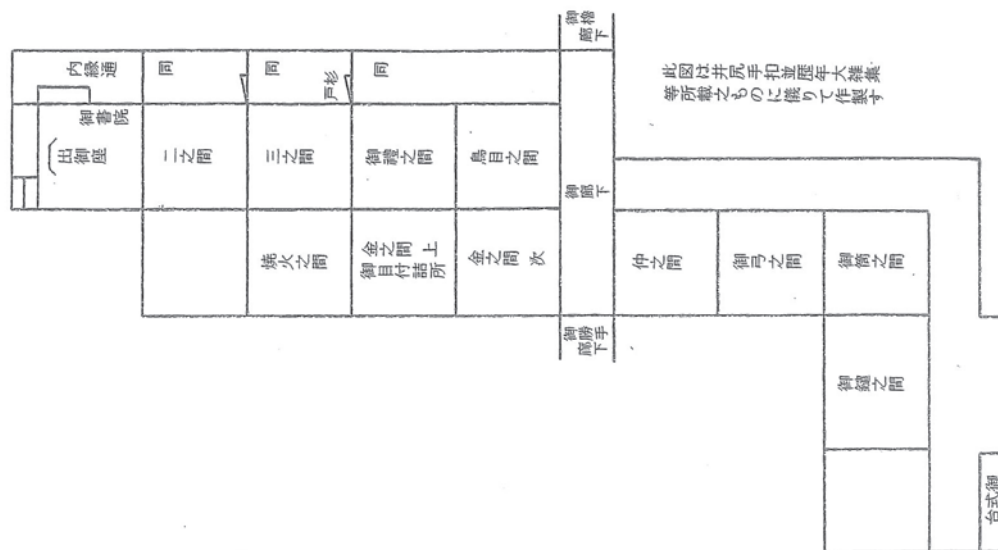
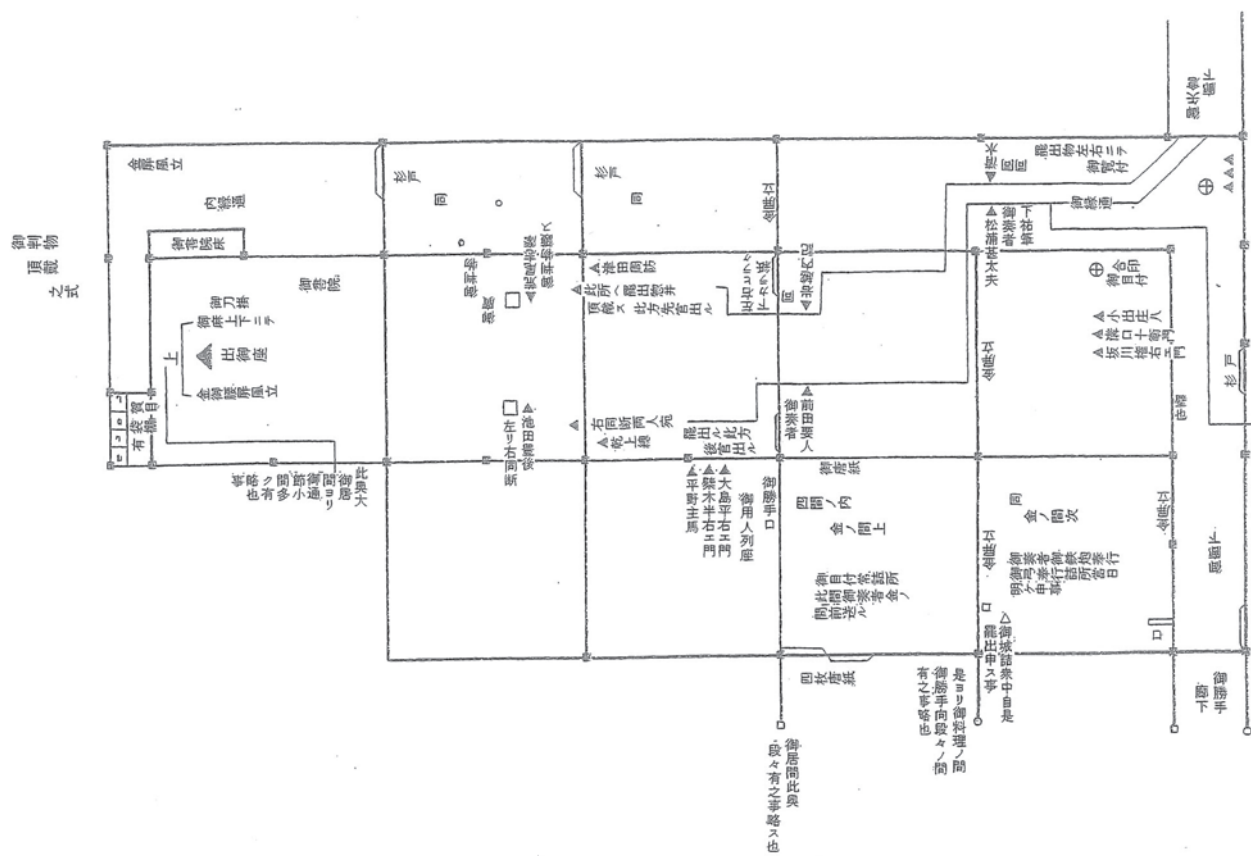
と細かに所作されていた。また〈御書院〉における鶴の御包丁規式は、

鶴之包丁 以上大福御祝迄にて、藩公書院に出座、鶴包丁の規式有り。御膳奉行俎板に鶴を載せ持出で、料理頭包丁をなす。家老著座参列拝見を許さるゝこと例なり。

- 一、鶴之御包丁御規式に付、御家老中、御着座中早朝に被致登城、三の間御縁側御杉戸口より罷出、三番の内早朝御規式之順序にて前掲九番御茶請之時なり 御縁側の方に横着列座家老着座人名省略。 御焼火の間の御衝立際 御用人御小取次
- 一、従御勝手口、御膳奉行番人熨斗目麻上下にて御俎板に鶴置、御包丁御まな箸、飭り御包丁、柄の方を御前へ向け、二の間、三の間、御鴨居際より二尺程上げ、二の間の内に差置、御勝手へ退く。御俎板直し申候様指図有之時、御膳奉行罷出、御俎板直し、二之間、三の間、御鴨居際より三の間二畳下げ直し置時、御料理頭、熨斗目麻上下、小さ刀にて罷出相勤之。御包丁相済、御膳奉行罷出御勝手に御家老中着座中一同に御歎被申上候。

と、式次第における着座する位置まで定めていた。このあたり『因府録』の御包丁御規式に付「主室（御座間）・二之間・三之間」での用例図【第14-4図】ならびに『儀式志』井尻手扣並歴年大雑集所載の《御書院・式台間取り図》【第12図】によって認められる。加えて晩の規式では、

- 右御銚子加役ハ熨斗目・長上下・小さ刀、御給仕之面々熨斗目・麻上下着用。但、御銚子加、三々九加へあり。左之面々、三之間御縁側より杉戸口より罷出、二之間内御縁側之方列座。
- 右御規式相済、御引渡し御雑煮と引替る。……
- 残る御家老中・御着座中、右杉戸口より被出、御書院三之間御縁側方ニ周防より筑後まで着座。
- 右御吸もの御雑煮と引替る。……
- 左之面々并御譜代御番頭、御勝手口より罷出、御書院三之間御正面に列座。
- 右の御土器の御盃にて被召上、御書院二の御間、上の御鴨居際より一畳半下り、……
- 塗足打・数の御土器六組一組廿宛、御土器三方と引替る。従是御盃御銚子の口に居る。御書院上の御間御鴨居際より二畳半下り二の御間の内にて頂上ニ載之。……



○右相済、何れも御礼申上退去。被_レ為_レ入_二御居間_一。 ○御夜食、…… 御給仕御児小姓、平服麻上下。をもって元旦の諸儀式が終了するのである。これらの記録と三ノ丸差圖に画かれた殿舎平面とあわせて室内における式場設定や進行次第のほどを察知できる。

『因府年表』『鳥府厳秘録』『化政厳秘録』に例年みられる。数例あるうち、天明五年(1785)正月十三日に、

と記述し座敷飾りの様子がわかる。『因府録』から殿中における室内施設が多くみられ、

御縁側に御供……右摩利支天・八幡の御備へは御床の左脇の角に相備へ、……

○御書院へ被_レ遊_ニ御出_ニ、御神前の御神酒御頂載、相濟、夫より二の御間に御着座の時、御神前の御唐紙を左右に披く。

○右壺ツ御土器にて被_レ召上_レ候御盃を御三方に載て、……右頂載の席ハ、御書院三の御間の内上の御敷居際より一畳半下り御肴頂載にて、右の御盃を持御勝手へ退ぞき……頂載の席は、御書院御三の間の内上の御敷居際より式畳半下る。……

○於_御櫓_御祝ひ前に、……御書院より被為_レ入_レ候節、……御通り懸御目見え申上る。……

○若殿様御部屋にて御規式……………

などと出ている。また『御用部屋御礼御祝式概誌』に、

権現様御具足の御鏡餅、御焚火間御床備置。御書院江御出の節、御頂載之被遊。夫より御具足の御祝備候所江、御出御備等御頂載之。……

『安政二年(1855)御国御手続』でも

御甲冑御祝二付、五時揃出勤。

御書院御用意宜旨申上、御書院江被為入掛ケ御寢所御上檣上ニテ御清手水差上御居間御二の間御床軍神へ御拜。夫より東照宮御備へ御拜被遊、御数寄屋座口ニテ、又御清手水差上、御書院上の御間へ被為入、御飴付へ被遊御拜、御神酒御頂載高坂典膳差上之。其節、御刀の者計御同間御供仕、夫より御用人御襖間の直ニ御二ノ間へ御座付、何れも続々祝候様ニと御意有之、御雑煮より順々御祝被遊。

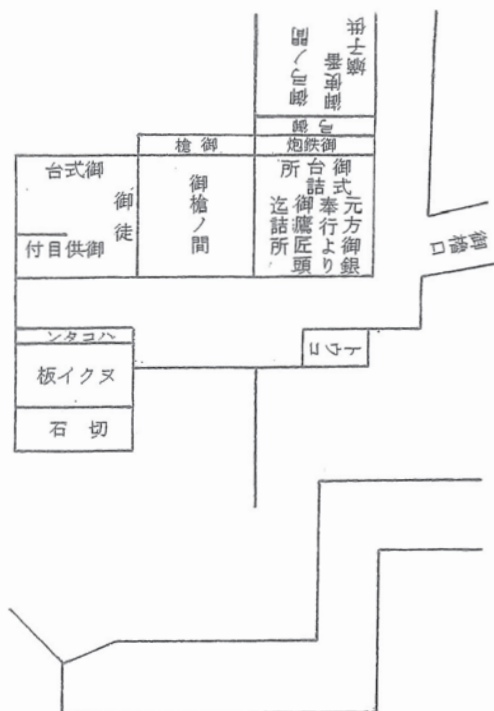
とある。以上から御書院主室（御座間）のトコに三天三幅対（狩野探幽斎の筆）を掛け、正面に御鎧・具足を飾って、室内間仕切りを開放して厳かに式典を進めた様子がうかがえる。かつ、〈御書院〉〈御居間〉〈御寝所〉の座敷飾りは『儀式志』に詳しく記されており参考のため、あげておこう。

文政十二年(1829)正月四日、五日之両日、

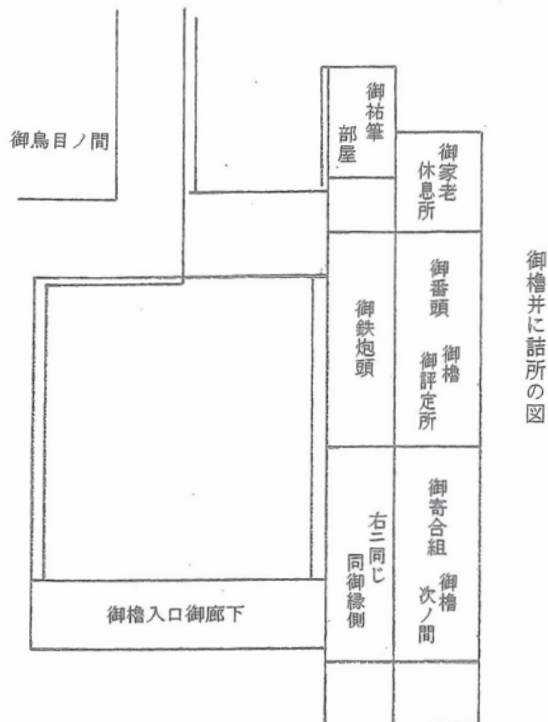
…七日御祝の爲め、書院御居間等之御床左の如し。

御書院御床十二月七日翌年正月五日之記事に拠る 三幅対 左 夷 中 福祿寿 右 大黒 探幽筆 軸下砂鉢御花

御居間御床 正月砌二付、御床にハ摩利支天、御甲冑、御備之飴有るにつき、予定を変更し此処に飴るべきを次の間御床になさる。



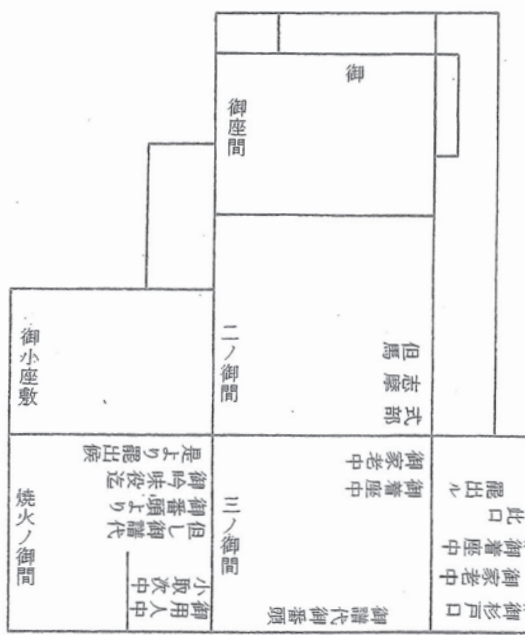
第14-2図 式台の図 (『因府録』)



第14-1図 御櫓并に詰所の図 (『因府録』)



第14-4図 御書院主室・二之間・三之間における御包丁御現式 (『因府録』)



第14-3図 御書院主室と御次 (『因府録』)

御祝御座敷之図

同所御次床 三幅対 左 群鶴 中 黄安 右 群鶴 典信筆 軸下 生花
御寝所御床 三幅対 左 水水鶴 中 郭子儀 右 水水鶴 幸信筆

7 主要殿舎の建築構成

前述したように表向部分においては〈御式臺〉→〈御書院〉→〈御居間・御寝所〉の順に主要建物を建て連ねて奥向部分へ進み、他に〈御料理之間〉〈御臺所〉を配し諸士詰所・数室を付設する。本節では各殿舎の平面や建築規模について述べる。

〈御式臺・鎗之間・弓之間〉

まず、〈御式臺〉は梁間3間の座敷五室と幅1間半の内椽折廻りを主体にして矩折れ棟とし、正面の左寄りに敷瓦・拭板（玄関）を突出す。『鳥府志』の「御本丸[現二の丸跡]之圖」を参照すれば式臺が唐破風に描かれている。拭板（玄関）の階段をあがると式臺十八畳・鎗之間十五畳・中小姓詰所（御筒之間）十八畳が横並び、中央鎗之間の背面に三間トコをしつらう。右隣りの中小姓詰所にも三間トコがあり、その背後に三間トコをしつらえた弓之間十八畳・仲ノ間十八畳が奥部へ続く。座敷として式臺・鎗之間・中小姓詰所（御筒之間）が横一列三室、弓之間・仲ノ間が縦一列二室で背面合わせの三間トコによって区分され、先の横三室が鎗之間を主室として控えに入り、次いで縦二室は弓之間において迎え対面とするところであり、前掲『因府録』の用例図【第14-1図】によってわかる。

これら座敷の前面と右側面に内椽折廻り六十八畳が入側として取込まれ〈御書院〉へ導入される。また式臺・鎗之間の背後に七畳半室・行燈部屋十畳・四畳室、式臺の左側に式台控入所・闇カリ番所・小使部屋、裏玄関（中ノ口）と屈折の廊下を介して近習休息所・医師部屋・六畳室・九畳室（道具預り）が付属する。なお、中小姓詰所（御筒之間）の内椽前の銅壺二畳は長火鉢の中に湯沸し器を置く部屋である（あるいは水時計を収容したのかもしれない）。規模として式臺・鎗之間・中小姓詰所（御筒之間）まわり横棟部は桁行10間半〔+5間余〕×梁行6間半〔+下屋1間〕、弓之間・仲ノ間の縦棟部は桁行4間半の出〔右側面の延長は11間〕×梁行4間半になる。

〈御走櫓（評定所）・堀重門〉

そして〈御式臺〉の右側廊下つたい先に位置する〈御走櫓〉は馬場に沿う縦長な建物である。桁行14間×梁行4間の規模で二列並びをなし、奥部に小座敷八畳と祐筆部屋九畳・四畳室、その前方へ御櫓（評定所）二十畳二室・同（次ノ間）二十二畳二室が細長な田字型間取りを形成、箋算役詰所六畳・供部屋六畳まで続く。〈御式臺〉は家中藩士が入り、ならびに〈御走櫓〉は家老はじめ重臣が列座するところで、前掲『因府録』の用例図【第14-2図】から具体的にわかる。

さらに箋算役詰所の押入裏に供部屋板敷が付き、次に間（坪庭）をあけて作事蔵・大工小屋・下奉行詰所・御役所・駕籠部屋・三役着詰所・惣供部屋など太鼓門まで折れ長屋〔梁間2間×外辺8間+7間+5間+11間〕が接続する。〈御式臺〉内椽の隅部から折れ長屋の間を仕切る堀の中途に「堀重門」が構えている。これを入り左折れ先に進んで廊下「切通」ニカ所をくぐって主要建物〈御書院〉へすぐ導入できる筋がある。つまり堀重門は藩主や上客が通行するところで、敷瓦・拭板（玄関）の正式な入口よりも上位を示すものとみなされる。ちなみに『因府録』登城の節下乗の事に、

……前々中の丸様にてハ御中門の内にて下乗仕候間、此度二の御丸〔現三の丸跡〕にても御中門の内まで乗可_レ申やの由、申聞候に付、御目付の返答に、此度二の御丸御中門の儀ハ、御本丸〔現二の丸跡〕御式台前の御門に准じ申候間、前格御式台前の御門外にて下乗候事に御座候間、此度二の御丸も御門の外にて下乗可_レ然旨、相答。其段御家老中へ申達し候所、当二の御丸の儀ハ矢張御本丸の御式台前の御門に准じ候段、被_レ申聞_レ候に付、……

と御中門＝すなわち堀重門が格別なものであることを伝えている。

〈御書院〉

ついで中心になる〈御書院〉は、身舎が二列並びとし最奥部に主室を突出せたプランである。右列五室はみな三間四方、主室は「御座間」ともいわれ、奥正面にトコと棚（御台目）、向かって右側面に付書院（差圖では「御明り床」と記入）をしつらえた十五畳で、以下の御次・三ノ間・四ノ間（礼之間）・同下ノ間（鳥目之間）がいずれも十八畳敷、きわめて奥行き深い部屋をなす。それと左列四室は奥の御小座敷が十二畳で背面の左

二間に切目縁を付けるが、続きの三室（焼火之間・金之間上・同次）はともに十八畳である。ここでは奥部の主室（御座間）・御次・御小座敷を別格とし、以下の六室が同じ十八畳ずつ、つまり整然とした二列並び六間取りを構成し各室の襖境をはずせば、かなり広い空間となり多人数を収容できるのである。このプランにしたがい主室・御次の右側面は幅1間の内椽十二畳と切目縁を付けて庭に面するのに対し、三ノ間・四ノ間・同下ノ間二室には幅1間半の入側九畳および折廻り内椽三十七畳半を入側に取込み、さらに右方の〈御走槽〉と廊下で接続する側面に襖濡縁を付ける。その規模は桁行が右側面16間半・左側面12間半×梁行7間半と大きい。

〈御書院〉に関して『因府録』の「十家の衆中太刀の事」に、

御家老中年頭出仕のとき、御用取捌に付、御櫓にて平生の処に滞座也。御着座中ハ金の間滞座、御火鉢・御多葉粉盆・御茶出る。太刀ハ置太刀にて、毛氈の上に次第の通りに置_レ之。御奏者差図致し、御式台到来勤_レ之。御礼のときハ、御奏者取_レ之りて御取次の御着座中へ相渡す事也。御家老中の太刀ハ、供の者より御帳奉行これを受取、御奏者の下役御式台到来へ渡す。……其節の使者は、御裏玄関より上り、御坊主の詰所に滞座して罷在候。其時御奏者、御料理の間囲爐裏の外御衝立の際にて、彼の使者を呼出し、太刀を受取、下役の到来へ相渡す。……

また同書「大寄合金の間滞座の事」に（下線筆者）

大寄合は、金の間にて御着座中の滞座の向ふに座す。但し、大寄合以下御寄合迄ハ、太刀ハ持参仕り、御奏者へ相渡す事也。御番頭ハ、御櫓にて御評定の間へ滞座。御鉄炮ハ、右評定の間の縁側に滞座。御寄合は、右評定の間の次に滞座。御使番は、御弓の間に滞座。御奏者は、御目付の詰申間に滞座。尤御部屋御付人も此所に滞座仕。御勤役ハ御勤部屋、御用人は御用部屋へ居申候なり。御礼被_レ為_レ請候節ハ、焼火の御間の向ふに屏風を立、御用人御勤役とも相詰罷在候也。御書院鳥目の間の先御礼の間は、惣して御奏者の構ひの所にて、外様の面々参る所に非ず。始めて御礼申上候者、御書院拝見仕り度者は、御奏者を相頼拝見仕候事也。但し、御礼の間・御鳥目の間・御目付の詰所・金の間とを四間といふ。是ハ塗鴨居にして、作事の体も他の間とハ替れり。御目付の詰所を御帳台の間と言。右の四間ハ床敷居をも他の間よりは一段高く造らせらるゝ事、本式なりと言。昔しの御本丸ハ一段高く御帳台も有_レ之よし。此四間へは外様より聊爾に参る所に非すと申伝ふ。然る処年々御例も疎に成行、旧格を立る御役人もなく、惣じて御法式の廃れぬる事、無下に覚へ侍へる。

さらに同書「四ヶ寺の詰所の事」にも

慈雲院・興禅寺・龍峯寺・慶安寺の四ヶ寺は、金の間へ滞座、御茶御火鉢出る。夫より御礼申上、退去の節、御奏者一人仲の間へ懸り候隅御廊下まで送る。其外寺院ハ御櫓に滞座。弟子出家ともハ御櫓の次の御縁側次の御廊下御式台の御縁側御檜の間へ罷在候事也しに、近来ハ猥りに相成、仲の間の辺御目付出座の辺までも罷出候様に相成しは、法制の疎かに相なる物か。近き頃、芳心寺金の間へ滞座仕候様に被_レ仰付_レ。正月十五日に御礼申上る。右は大寄合滞座の所に罷出る。

とあって〈御書院〉を中心とする殿中の儀式次第がうかがえる。文中に御礼の間・鳥目の間・御目付の詰所・金の間が「四間」であることは『儀式志』井尻手扣並歴年大雑集所載の《御書院・式台間取り図》【第12図】と合っており、これら田字型四室は儀式の際に控えるところであることが知られる。かつ『因府歴年大雑集』でも《御判物頂戴之式》の用例図【第13図】によって御目付詰所が「四間」の内金ノ間上で、同金ノ間次、御礼之間（四ノ間）・同十八畳（鳥目之間）の四室、かつ入側内椽の境に金屏風を立てていて「金の間」と称するゆえんが察せられ、華麗な金碧障壁画で飾られたようで興味を覚える。したがって奥部に突出する主室（藩主の座）・御次・三ノ間が上位を占め、前掲の元旦「御祝御座敷之図」【第14-3図】ならびに「鶴の御庖丁規式」【第14-4図】とあわせて厳格な様子が示されているのが明瞭にわかる。

前節でもふれたが、『化政厳秘録』文化二年(1805)正月十三日、

御甲冑御祝賀。御書院御床に三天之神画掛。正面に御甲冑御前通りに金鼓貝、御台目に御采配御軍配御策、御内縁に三階笠御馬駿飭_レ之。辰尅御出座、御三之間御内縁天井ありに御家老御着座伺候。四間御内縁天井不張に組頭・物頭・羽織緋・御目付列座して御祝ひ頂_レ載之_レ。……

とあって、諸士が入るべきところや室内の様子も知られる。なお〈御書院〉主室は差圖に記入しないものの、上記引用の下線から「四間（礼之間・鳥目之間・金の間上・同次）」が床を一段高く造られること、かつ昔の本丸〔現二の丸跡、おそらく石黒大火前か〕もそうであったと伝えられる点、上段をとっていたかもしれない。しかし四間

が上段とされるのは不審なように思われ、〈御書院〉主室が上段であるかどうかは確認できない。

ところで〈御書院〉の主室向かって左側面に小二室（二畳と四畳）をとり、斜め奥に御囲（茶室）が設けられている。差圖A・Bの御囲は略図ながら細長四畳〔客間、2間×1間〕にトコ構え、前に一畳（点前座、台目と思われる）、背後に横二畳（下屋相伴席か）を構成、差圖Cでは前一畳を半間ずらして五畳半〔客間、2間×1間半〕とし先方に一坪（水屋か）を付属したように画かれている。茶室は小規模な草庵もしくは山里・田舎風な数寄屋に造られるが、鳥取城三ノ丸の御囲はどの流派に属し、いかなる茶匠・茶人好みであるかを知る必要がある（池田家文庫に茶道に関する史料があるが、そこまで調べる余裕がなかった）。なお『鳥府厳秘録』天明四年（1784）九月十八日「主計様御登城、晩表御囲にて御会席有_レ之。」、また『化政厳秘録』文化八年（1811）五月廿九日「御書院御囲にて御会席_レ有_レ之。御相手某々罷出る。」と主賓をもてなした事例が見出される。

〈御居間〉〈御寝所〉→〈御寝所・御休息・御納戸〉

いっぽう、〈御書院〉の三ノ間と左隣り十八畳（焼火之間）から左方へ〈御居間〉と〈御寝所〉にかけて横長の一列並び間取り棟がある。〈御居間〉は主室十畳・御次十二畳半・御三ノ間十五畳・詰所十五畳・御舞台十八畳と続き、庭側と背面に入側内縁を取込む。主室と御次では室列向かって左側面にトコと大目（棚）が庭先を見る方へしつらい、その室礼裏に物置と折廻り室を備える。また三ノ間向かい左方に料理之間とつながる二室、詰所と御舞台では左側面に幅2間の詰所二十二畳を設ける。さらに反対側、両室境の庭方に御納戸二階附き二十畳〔桁行5間×梁間2間〕を突出して附属する。また背面内縁を隔てて〈御寝所〉は主室十畳・御次八畳および御内縁七畳半・四畳半の二列並び田字型間取りで、庭側に幅1間の内縁を矩折れに取込み、切目縁・土庇を付ける。

御寝所主室・御次は梁間2間の一列二室、御居間主室は梁間2間半ながら御次・三ノ間・詰所・御舞台は梁間3間の一列四室で、順次に室内空間を広めている。つまり〈御居間・御寝所〉は両棟が一建物で奥行き深い部屋並び平面を構成、その規模として桁行延べ19間×御寝所の梁行4間半・御居間の梁行5間、三ノ間・詰所・御舞台の梁行6間になる。とくに御舞台が定法の如く三間四方で、〈御書院〉と交差する間に位置しており、畳をあげて室内演能できる点は注目すべきものがある。

〈御居間〉と〈御寝所〉の平面構成は差圖AとBは同じであるが、差圖C1では〈御寝所〉が半間ほど庭方へ棟ズレに画かれている。〈御寝所〉の田字型間取りは変わらないものの、御次が八畳より十畳に、四畳半も御側八畳と大きめにされ、〈御居間〉との内縁四畳境に御拝・御神前・物入を設けており、藩主の生活空間として整備しているのがわかる。

それが差圖C2~4では、〈御居間〉と〈御寝所〉の上にかけて掛紙で〈御寝所・御休息〉に改築される。すなわち、御寝所十三畳半と御休息十二畳半で梁間2間半の一列二室を主体にし、両室境で御休息向かって左手に一間半トコと右手に大目（棚）をしつらえる。それに続き御次十四畳・三ノ間十五畳の三室をとり、差圖A・Bのもと〈御居間〉三ノ間・御四間（詰所）・御舞台へつながる。御寝所は向かい右手に押入を設ける一室のみであるが、御寝所と御休息の両側面に内縁を取込んで切目縁を付ける。〈御寝所・御休息〉の規模は桁行10間半×御寝所の梁行5間半・御休息の梁行5間で、さらに御寝所の右奥に溜り九畳が附属する。加えて御寝所背後の折廻り内縁を介して御納戸四十畳〔5間×4間〕、その右側に御神棚十畳・物置十二畳、左側に六畳と湯殿・三畳と厠が付設する。このあたり〈御寝所・御休息〉の棟に溜り間、背後に御納戸・御神棚間・湯殿などを棟変えて付属したような建築形式と思われる。なかでも御納戸四十畳が極めて広い部屋をとる点が目立つものの、差圖Eでは御納戸に「松御殿向」の付箋を付けている。こうした〈御寝所・御休息〉の建物は差圖D・E・Fに一貫してみられ、存続したと考えられる。

それに、もと〈御居間〉三ノ間の庭方に突出した稽古所〔二十二畳半、4間半×2間半〕が御居間七畳半・御次十畳、内縁を三ノ間五畳に改めている。差圖A・Bの〈御居間〉が主室から御舞台・御書院三ノ間まで一列六室をなしたのに比べて、改造された〈御居間・御次〉は横一列並び棟より突出する二室、ほんの出角屋に様変わりする感じながら、日常において庭へ面するための居室として考慮したものであろう。

〈御料理之間〉〈御臺所〉

ところで、もと御居間三ノ間の前方に接続して〈御料理之間三十一畳半〉は長囲炉裏を切り、これを中心に御八人詰所二十六畳半と詰所七畳半・十二畳室・御膳部屋八畳二室で囲まれる部分は名称の通り藩士が勤務し食事をとるところである。それらの規模は桁行7間半×梁行6間半である。そして〈御料理之間・御八人詰所など〉の前斜め左側に別棟繋ぎとして〈御臺所・惣支度所など〉を配する。桁行11間×梁行7間半、

前面に土間（内庭）をとり、その奥方〔梁間三間半〕の長竈七口がある縦長通りをはさんで、左脇に七畳半（御役人出張口控）・板敷きの走り（流シ）、右脇に御枕部屋（米蔵・小人部屋）・下賄詰所・雑房・御焼方・御食部屋などを設け、惣支度所の背面左寄りに御酒へや（料理頭休息・菓子部屋・行燈部屋）などを付属する。諸差圖を通じて規模は同じままながら、部屋の模様替えがみられる。

奥向における住居施設

三ノ丸敷地の左半は奥向部分で、〈御寝所〉の背後廊下、および〈御臺所〉惣支度所の左方廊下からへ入る。前述したように奥向の殿舎施設は差圖により配置や平面の違いが著しい。そこで藩主の住む建物について列記する。

差圖A；〈御二階家〉〈御六畳〉〈御八畳・稽古所・御部屋〉〈呉服間・御部屋〉

差圖B；〈御鞠場〉〈渡口ウカの建物〔4間×2間〕〉〈御二階・八畳・六畳など数室〉〈呉服間〉

差圖C1；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息〉〈御奥御居間〉〈もと呉服間・数室〉

差圖C2；〈御檀上段間・茶室〉〈無記名四室〉〈御奥御居間〉〈十五畳・御居間〉

差圖C3；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈十五畳・御居間御間狭〉

差圖D；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈十五畳・御居間御間狭〉

差圖C4；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈十五畳・御居間御間狭〉

差圖E1；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈十五畳・御居間御間狭〉

差圖E2；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈御寝所上段・御休息〉

〈御居間上段・納戸・御神前・御浄間〉〈御居間・九畳〉〈老女・呉服ノ間〉

差圖F1；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈御居間・御休息・小座敷〉

〈臺子・呉服ノ間・老女詰所〉

差圖F2；〈御檀上段間・茶室〉〈御休息・御寝所御間狭〉〈御奥御居間・御休息〉〈御居間・御休息・小座敷〉

〈臺子・呉服ノ間・老女詰所〉

まず差圖Aは〈御二階家〉〈御六畳〉〈御八畳・稽古所〉が一部屋ごとに配され、差圖Bでは〈御鞠場〉〈御二階〉の設けを考慮している。いずれも藩主が日常私的に憩うところとみられ、それらの前方、裏御門（坂下門）へかけて数室を合成的に間取りし接続するよう計画されている。平面が込み入っているものの大きくみて、トコと棚をしつらえた④御部屋・御次、⑤呉服間まわり、⑥老女詰所・臺司まわり、⑦横長棟の式臺、⑧上長局、⑨長局長廊下・広式（御末）・内台所といった配置になる【第15図】。こうした奥向の殿舎配置は差圖C以降も基本的に踏襲しているが、藩主の住居は差圖Cの〈御檀上段間・茶室〉〈御休息上段・御寝所御間狭〉〈御奥御居間〉〈十五畳間・御居間御間狭〉で、さらに差圖E2の〈御寝所上段・御休息〉〈御居間上段・納戸・御神前・御浄間〉、もしくは差圖Fの〈御居間・御休息・小座敷〉を改築増設するように画かれている。ここでは〈御居間〉〈御寝所〉〈御休息〉が二・三棟も建てられるが、藩主・若殿（継嗣）・奥方〔正室は文久二年（1862）まで基本的に江戸住まいとすれば、側室か国許女房か、もしくは老女（奥向を仕切る貴婦人）〕のいずれかにあてられたであろう。以下、これら奥向の主な住居について述べる。

〈御檀上段間・茶室〉

これは差圖C～Fに一貫して存在する。平面は御茶室四畳半と御次三畳、それに御上段〔一間四方、拭板〕と下段一畳を付属した間取りである。茶室四畳半の背面に御中床（「御明床」とも記入、付書院かもしれない）と棚をしつらい、右側面に土庇、御次に切目縁を付ける。上段の背面に御檀を設け、下段の前に縁を付ける。四畳半右側の幅半間通りは押入とするが、表向の〈御寝所・御休息・御納戸〉が改築された時に廊下で連絡するものとなった。また御次の前面右端に奥向御寝所と渡り橋カ、リでつなぐ。御檀に方一間の拭板上段間と四間半の茶室でなる施設から一見して数寄屋風な建物と考えられ、向って右庭に腰掛（待合）を設置する。

〈御奥御居間〉→〈御奥御居間・御休息〉

差圖A・Bにある④御部屋八畳・御次六畳のところで、差圖Cでは御部屋八畳向かって左側を五畳間、御次が六畳二室とくい違い田字型間取りにし、差圖Dでは「御奥御居間」と記入、差圖Eは無記名であるが、次間前の廊下をへだてて御用達四畳半と御附同役五畳半を増設、差圖F1にも同じくみられる。御奥御居間に向ってトコ・棚をしつらえ、その背部、廊下との間に横通りを設けており、規模は桁行8間×梁行3間、両側面と前面に縁を付ける。それが差圖F2では掛紙で90°棟方向を変えて御居間八畳・御次八畳、向かって右側に御休息四畳半・前室六畳・後室三畳に湯殿を付属した二列並び整形間取りに改め、その前方に女中詰

所・十五畳・七畳半、さらに右隅に御祐筆六畳・惣詰所二十一畳と接続するよう画かれている。しかし朱線引きのみで計画図を示すように思われる。

〈御休息〉→〈御休息上段・御寝所御間狭〉

奥向の御休息と御寝所は差圖C以降に見られるが、しばしば改築するよう作成しており、私的生活がすごせるために計画されたと思われる。まず差圖C1では〈御奥御居間〉の背後やや左寄りに御休息八畳と御次八畳の二室が建てられ右側面と前面に内椽を取込む。〈御休息〉主室は左側面にトコ・御大目（棚）、向かって右側に御明床（付書院）をしつらい、その側面と内椽右側に切目縁・土庇を付ける。この〈御休息〉規模は桁行5間×梁行3間の一棟建て、外縁隅より右側の〈御檀上段間・茶室〉と渡り橋カ、リで結ぶあたりは、藩主が私的に憩う場にふさわしい。

それが差圖C2の計画的なところから差圖C3では、さらに〈御休息〉を奥部へ曳家して〈御奥御居間〉との間に御寝所十畳と御次十畳、主室を上段とし奥正面にトコ・御大目（棚）をしつらえ、背後と右側面に折廻り入側を取込む。〈御寝所〉向かって左側に七畳半室と御間狭八畳を設け、その奥に六畳、続いて〈御休息〉左側の折廻り廊下で湯殿を指し出す。また御間狭八畳にトコ・押入、その前側の御臺子四畳（右側の廊下続き入側をなす）にも御神前を装置する。よって〈御寝所〉規模は桁行7間半×梁行4間半であるが、〈御休息〉との間に三ノ間九畳を介在して右側面に切目縁が一直つなぎに付けられ、延長12間半に及んでいる。しかも、この側面筋は〈御奥御居間〉の左側面、かつ前方へ接続する横長棟式臺まで直に通してあることに気づく。こうした直線筋を含めて連続一棟〈御休息上段・御寝所御間狭〉と〈御奥御居間〉の平面間取りは、差圖C3～F1を通じて同様に画かれ、奥向部分における殿舎配置や計画性を考えるうえで目安となりうる。

〈御寝所上段・御休息〉〈御居間上段・納戸・御神前・御浄間〉

次に差圖E2を見ると、〈御休息上段〉の左側、折廻り廊下・湯殿の先方に貼紙で敷地を広めて〈御寝所上段・御休息〉と〈御居間上段〉が接続して配するよう画かれている。〈御寝所上段・御休息〉は桁行4間半×梁行5間、〈御寝所〉は主室十畳・御次十畳と御休息六畳・御次六畳で前後二列並び田字型間取り（いずれも上段とされる）をなし、部屋向い右側に入側を取込み、左右の両側面に切目縁を付ける。御寝所・御休息とも主室にトコ・御大目（棚）をしつらえる。とくに御寝所主室は二重長押、御休息・御次二室・入側に長押を打ち、右側縁先に土庇があって中庭に面する。

さらに左側接続の〈御居間上段〉は主室十二畳・二ノ間十二畳・納戸十二畳で矩折れ一列三室をなし、主室向いの両側面に折廻り入側を取込むものの、入側の前部は幅2間あって二十四畳と広いうえに右側の納戸前を仕切って御側詰処十二畳を設けている。また外側に面して切目縁を付ける。規模として梁行5間を矩折れ棟に前面長サ7間〔背面2間〕・左側面6間半〔右側面1間半〕となる。主室を上段とし向かって正面左手に二間トコ、右手に棚、左側面に付書院をしつらい、それと二ノ間・納戸にも二重長押、御側詰処・折廻り入側とも長押を打つ。しかも主室の背後、右側に御檀を設けた御浄間三畳、左側に御神前六畳が付属し、ともに長押を打つ。

このように〈御寝所上段・御休息〉と〈御居間上段〉が部屋向い合わせの平面で、室内意匠が上品に凝らされている。差圖E2に「二重御長押・御長押・御杉戸・御引襖・御揚障子・御窓・御中窓・此切窓通り上方アサカリ付・御戸袋」など朱書数ヶ所を記入し、柱間装置も知られる。この部分は奥向において規模大きく立派な施設であるが、計画図かもしれない。その他、前方に老女八畳・呉服ノ間八畳を設け、長廊下を折廻しに延ばさせ、「御踏段御ハシ・御駕籠」と記入の施設がある。

〈御居間・御休息・小座敷〉

差圖Fでは〈御休息上段〉の左側に画かれた殿舎配置は差圖E2と異なり、廊下・湯殿先の連絡でなく四畳室を介して御居間と御休息が複合する平面間取りにされている。〈御居間〉は主室十畳・御次七畳半・三之間十畳の一列並び三室を主体に部屋向いの左側に御物置四畳・内椽、右側に内椽を取込み、左右両側面に切目縁を付ける。主室は向い正面の左手に一間半トコと右手に棚、御物置四畳にもトコをしつらう。規模は桁行6間半×梁行5間である。

〈御休息〉は御居間三ノ間と折廻り入側の左斜め位置に接続し、主室十二畳・御次十五畳・二十畳で矩折れ一列三室をなし、周囲に入側を取込む。加えて前続きに十二畳（中入側）・小座敷八畳・御次五畳・廊下を設け、さらに湯殿を付属する。〈御休息〉の規模として梁行5間を矩折れ棟に左側面7間半・前面長12間となる。〈御休息〉主室は向い正面の左手に二間トコと左手に御大目（棚）、左側面に御明床（付書院）をしつらい、

また小座敷にもトコと押入を装置する。

それに小座敷から廊下で御側溜・臺子・呉服ノ間の三室、ならびに初対面処・老女詰処二室を配し、さらに細長棟の長局が続く。また〈御奥御居間〉と長局の間に御鈴溜四室と惣詰所・女中詰所、㊦横長棟の式臺との間に御膳所や両殿様御休息・御次者ノ間など数室あって充実するさまがうかがえる。ただし、これらは朱線引きに画かれ柱割・引違い建具を表示していない点、計画図かもしれない。

〈呉服間〉まわり→〈十五畳・御居間御間狭〉→〈御居間・九畳〉

さて〈御奥御居間〉の左側にある㊦呉服間まわりであるが、差圖Aは御部屋八畳・御次五畳と呉服間八畳・祐筆部屋がトコ・押入の向き反対くい違い間取り、差圖Bは御呉服間〔二間四方〕のみ、差圖C1ではトコ・押入をしつらえた御八畳二室・御六畳・御四畳・御四畳半・御十二畳・湯殿と八畳（呉服間）・六畳・祐筆間を組合わせ間取りとしており、各差圖によって様相が異なっている。差圖Aの御部屋八畳および呉服間は夫人の住居（もっとも正室なら江戸屋敷住まいのはずだが）に相当するものの、差圖C2~4・差圖E1を見ると御居間八畳・御次八畳それに御間狭四畳、左側の御十二畳が→御十五畳に、さらに差圖E2では貼紙で御十五畳のところが中廊下を通して→御九畳へ模様替えすべく画かれている。しかも差圖Fに至ると除去されて別建物に替えられたようである。もっとも差圖E2・Fが計画的に作成したとみなせば、実際には施工されなかったと思われる。

その他、㊦老女詰所・臺司まわり、㊦横長棟の式臺、㊦上長局、㊦長局長廊下・広式（御末）・内台所などに関して、掛紙・貼紙で錯綜かつ煩雑なところがあり詳しく述べえない。いちおう各差圖に画かれているのををもって参照することで説明にかえたい。

8 三ノ丸殿舎の特色

これまで鳥取城三ノ丸殿舎について、それが造営された経緯および差圖をもとに殿舎配置や建築構成、用例・使われ方など述べてみた。ただ、差圖に画かれたものが実際に建てられたかどうかは、それを裏付ける資料がなく、現三ノ丸跡も県立鳥取西高等学校となっているため遺構面から確認できない。差圖は江戸後期以降に作成されたもので、改変されたところや計画図と思われる部分もあって、どこまで実状あるものかどうかわかりにくい。そのため本稿では差圖に見られるところのまま、検討的な考察をもって進めざるをえなかった。

それでも三ノ丸殿舎は藩庁をつかさどり、かつ藩主の住居として営まれ、これまでみてきたように政務機構・生活機能に応じて計画されたことがわかる。広い敷地に数棟を建て連ね、多くの部屋があつて複雑な構成をなしているが、大きくみて表向部分と奥向部分に区分される。表向は〈式臺〉→〈御書院〉→〈御居間・御寝所〉の順で、加えて〈御走櫓〉〈御料理之間〉〈御臺所〉を配し、奥向では変化あるものの〈御檀上段間・茶室〉〈御休息・御寝所〉〈御奥御居間〉〈十五畳間・御居間御間狭〉、それに①御部屋・御次、②呉服ノ間まわり、③老女詰所・臺子まわり、④横長棟の式臺、⑤上長局、⑥長局・広式（御末）・内台所などを配備する。なお、①御部屋・御次は〈御奥御居間〉に、②呉服ノ間まわりも〈十五畳間・御居間御間狭〉に増築もしくは改築の計画がはかられたらしい。

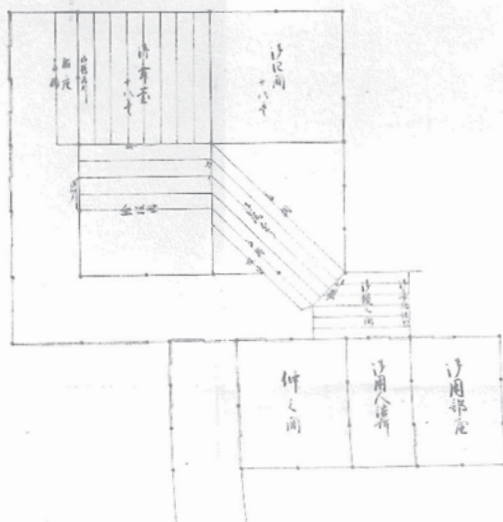
このように殿舎群は動線上かつ用法・機能にしたがって配置され平面間取りを考慮している。それらのうち、中心になる〈御書院〉が二列並び整形六室と主室（御座間）の二室を突出させた平面形式は特色あるものである。とくに向って右列の主室十五畳・御次十八畳・三ノ間十八畳・四ノ間十八畳（御礼之間）・同十八畳（鳥目之間）を五室連続に並べた〔梁間3間×長サ15間〕こと、その向って左列にも小座敷十二畳・十八畳三室（焼火之間・金ノ間上・金ノ間次）〔梁間3間×長サ11間〕をもって広大な座敷を構成したのが特筆される。これら整形六室間取りのうち、焼火之間・三ノ間が上位室で、金ノ間上（御目付詰所）・金ノ間次・四ノ間（御礼之間）・同十八畳（鳥目之間）が「四間」と呼ばれていた。先に引用した『化政厳秘録』文化二年（1805）正月十三日条から三ノ間の内椽に天井を張るのに対して「四間」の内椽に天井を張らない〔つまり葺下ろし屋根裏にみせる〕記述と対応し、室内空間の上下意識をはかっていることが知られる。ゆえに焼火之間の向い正面奥に小座敷をとることも理解できる。

そればかりか、整形六室間取りの上位たる焼火之間の左方に〈御居間〉一室と〈御寝所〉一室を接続して連ね、その交差する部屋が舞台十八畳にあてられ、いわゆる室内能舞台で興味深いところである。用例的に「御舞臺御絵図面」〔登録番号892〕は二ノ丸御書院の四ノ間においてであるが、室内で脇座・後座・橋懸り・鏡之間の敷設如何とあわせてみるうえで参考になる【第16図】。

差圖A・Bは〈御居間〉と〈御寝所〉が横長一棟〔差圖Aの桁長19間半、差圖Bの桁長20間〕、差圖C-1は両棟が半間ズレ棟〔桁長20間半〕、圖C-2~4・Dでは御居間が三ノ間の庭先へ付属した稽古場に模様替え、〈御居間〉が御寝所と御休息に変えて二室一棟、その左奥に御納戸四十畳と複合するように改められる。また奥向において〈御居間・御休息・御納戸〉と廊下つなぎ側位置に〈御休息・御寝所〉の縦長一棟〔桁長13間〕、かつ〈御奥御居間〉と棟ズレ接続するなど、藩主の住居施設が著しく整備される状況がうかがえる。

ところで、〈式臺〉→〈御書院〉および〈御走櫓〉の建物配置や平面間取りは二ノ丸殿舎とほとんど同じ構成をとっているのが注意される。

すなわち〈式臺〉の前に玄関を構え、御式臺・鎗之間・筒之間の三室と弓之間・仲之間二室で矩折れ間取りとし折廻り内椽を取込むこと、さらに



第16図 御舞臺御絵図面

接続して〈御書院〉が二列並び整形六室で、向かって奥部へ主室と御次二室を突出させ、側面に内椽を取込むプランとすること、これに平行して〈御走櫓〉も細長な二列四室構成の縦棟を外廻石垣沿いに配備した殿舎形式である。しかも鎗・間の背面に三間トコ、簡・間と弓・間の両トコが背中合わせに、〈御書院〉主室に二間床・棚・付書院をしつらう様式まで全く同じである。ただ比較して三ノ丸の〈式臺〉→〈御書院〉が玄関正面から向って右折れで、右側に〈御走櫓〉が位置する点、二ノ丸のそれは反対に左折れである違い、また二ノ丸敷地が狭いため部屋規模がやや小さいくらいにすぎない【第17図、第18図】。

こういう類似点に特色があるが、徳川幕府の江戸城本丸と西ノ丸や二条城本丸と二ノ丸、御三家の名古屋城本丸と二ノ丸、和歌山城本丸と二ノ丸、他に松江城二ノ丸と三ノ丸、平戸城二ノ丸と御館に類似する両殿舎をもつ例がみられる。江戸城は本丸が幕府の政庁かつ将軍の住居、西ノ丸は大御所（前将軍の隠居）あるいは次代将軍の住居に、また二条城では二代秀忠が本丸に入り、三代家光はじめ諸大名が二ノ丸に参集〔その当時、寛永三年（1626）後水尾天皇を迎えるため二ノ丸に行幸御殿も併設した〕、名古屋城は本丸が将軍上洛往還の宿所に使われ、そのため遠慮して二ノ丸が尾張藩の政庁・藩主住居にあてられた。和歌山城では本丸が小高い山上の狭いところより広い二ノ丸へ殿舎規模を広げて移ったもので、松江城も同様な傾向にあった。

鳥取城の例は前述したように当初は現二の丸跡の殿舎であるものの、嗣子の住居や前藩主（初代光仲・二代綱清）の隠居所として現三の丸跡に中之丸を造営し、享保五年（1720）の石黒大火後に中之丸を改めて「二之御丸」として再建→ひきついで三ノ丸を整備したのである。遅れること天保十五年（1844）二ノ丸走櫓の焼失再建に続き弘化三年（1846）現二の丸跡に二ノ丸新御殿が建てられた。時の十代藩主慶行はまだ13歳とはいえ、その前に天保十二年（1842）22歳で没した九代斉訓は將軍家斉の娘泰姫を正室に迎えているので、二ノ丸と三ノ丸に両殿舎を備える必要があったのかもしれない。

今度は鳥取城の両殿舎に関連して、江戸上屋敷や米子城の殿舎、および同じ池田家の岡山城殿舎と比較してみよう。

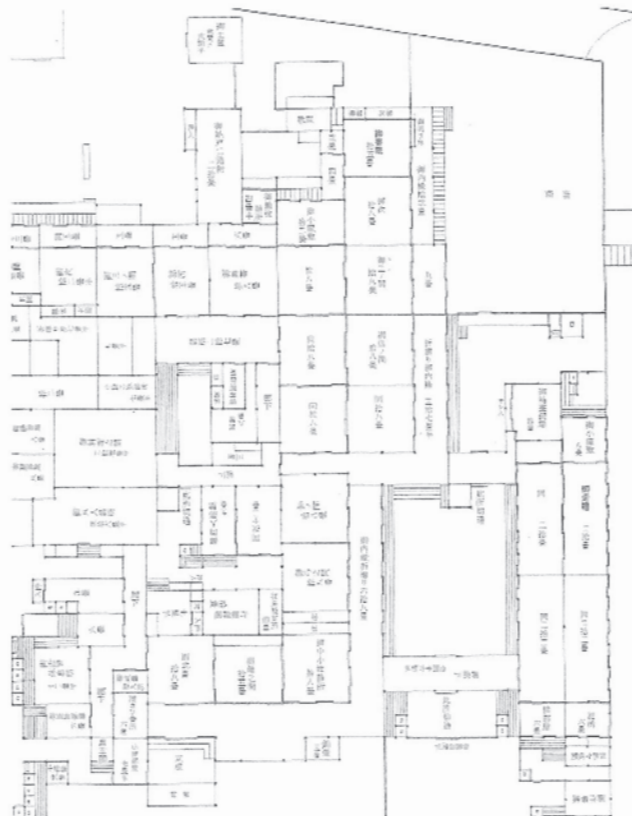
鳥取藩の江戸上屋敷は旧丸の内大名小路の馬場先門外そば〔現丸の内3丁目〕にあった。しかし、明暦三年（1657）の江戸大火はじめ宝暦六年（1756）の焼失など、『鳥府厳秘録』によると安永元年（1772）の焼失再建、天明三年（1783）の焼失再建、また『在方諸事控』嘉永五年（1852）の焼失再建、万延二年（1861）に上屋敷普請がくり返していた。『在方諸事控』文久三年（1863）七月十一日に、「……江戸御上屋敷御殿御普請中大工棟梁等被仰付、御新建絵図面認……」とみえる。鳥取県立博物館『鳥取藩政資料（池田家文庫）』に江戸上屋敷差図が多く所蔵されているが、時期比定が容易でないうらみがある。すべてをあげることはできないものの、わりと古い時期とみなされる「江戸御邸之圖」〔登録番号1055、六分計・色紙で建物平面を画いて貼付〕と「江戸御殿御絵図面辰二月」〔登録番号1076、四分計・ヘラ引き〕をあげるにとどめざるをえない。鳥取藩江戸上屋敷も常法の如く表向と奥向があり、それぞれ殿舎を数棟接続して造営されていた。なかでも主要をなすのは〈玄関・式臺〉と〈御書院〉で、雁行状に配置された。

「江戸御邸之圖」【第19図】では、〈玄関・式臺〉が南側中央の表門〔なお、旧因州池田屋敷表門が上野公園へ移されて東京国立博物館正門「黒門」として残っている〕を入った先に建っていた。その正面に構えた玄関を上がると鎗・間・御式臺（北側背面に四間トコをしつらえる）・廊下・使者・間の横並び四室があり、前面南側に拭板（内縁）を取込む。その西方、左手斜めに使者・間二室・折れ椽側（内縁）が続き、中心建物〈御書院〉へ進む。〈御書院〉は横長二列並び四室で、南半前列〔梁間3間〕に十八畳・御次三十六畳、北半後列〔梁間2間〕に上之間十五畳・裏書院三十畳、南側前面に幅広い椽側（内縁）を取込む。さらに前面に切目縁、北側背面に大側椽〔幅1間〕を付ける。規模として右側東面の溜り・間・取次を含めて桁行11間×梁行8間半・東西棟である。上之間は左側西面に二間半トコをしつらい、柱割から察して横列二室で表裏に西向き対面座敷を形成するとみなせる。とくに裏書院の大椽側越し北方に舞台を設けているのが留意される。さらに〈御書院〉の北西部に上段のある御小座敷・御次二室・御囲（茶室）・水屋と接続する。

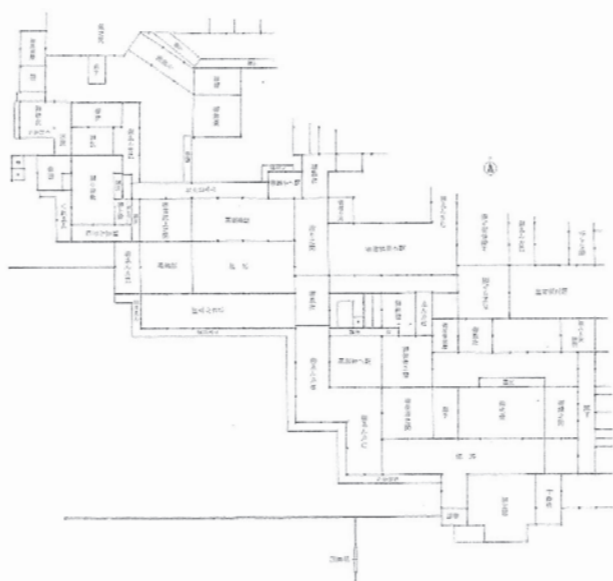
いっぽう「江戸御殿御絵図面辰二月」【第20図】は、干支だけで年代は分からないものの、安永元年（1772）壬辰、天明四年（1784）甲辰、あるいは安政三年（1856）丙辰のいずれかと思われる。それは後考に譲り、差図を見ると主要殿舎の配置は同様で、〈式台〉は南側正面の右寄りに石・間・鏡板から上り、北側背面に四間トコをしつらえた御玄関・使者・間（ともに三十三畳）・中使者・間十八畳を横一列三室並び、南側前面に拭椽を取込む。規模は桁行16間×梁行5間である。その西側左手に表小座敷・上使者・間（ともに二十畳）の縦二室と東廊下があり、北西部の〈御大書院〉へ接続する。〈御大書院〉は北西室を御上段十五畳として北側



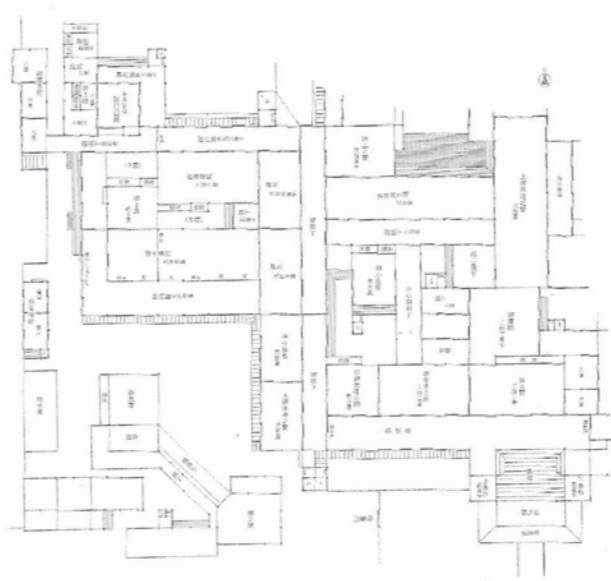
第17図 鳥取城二ノ丸式台・御書院・走櫓平面図



第18図 鳥取城三ノ丸式台・御書院・走櫓平面図



第19図 鳥取藩「江戸御邸之圖」式台・御書院

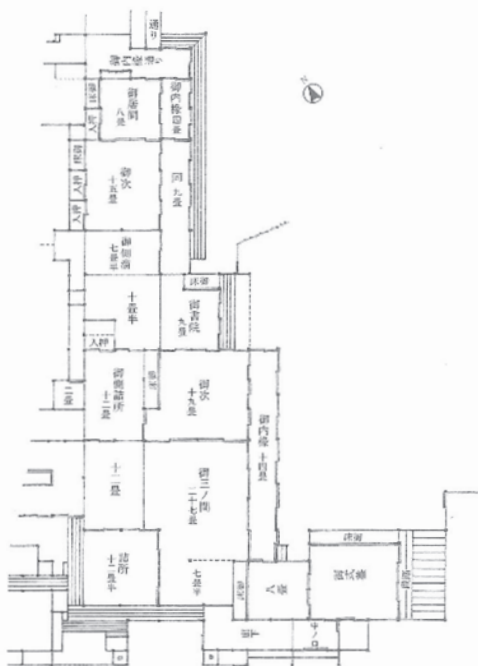


第20図 鳥取藩江戸上屋敷の式台・御書院平面図

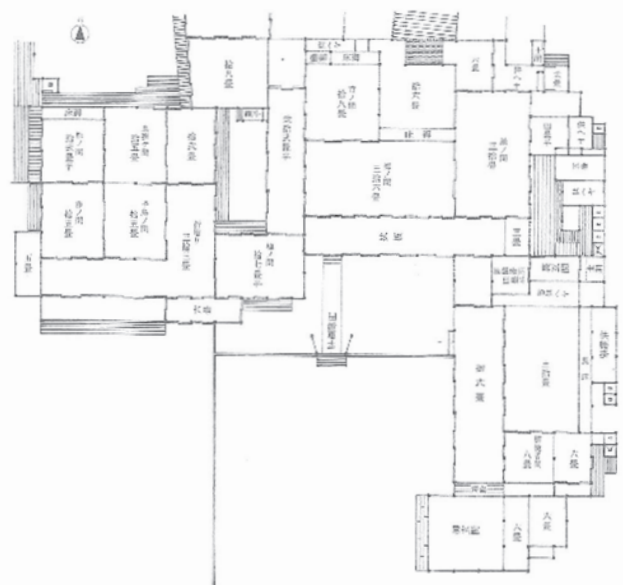
背面に二間トコと棚をしつらえ、南側に十八畳（室名を記入しないが次之間にあたる、上段と框境）、その東隣りに三十六畳（室名ないものの三之間に相当、次之間と無目敷居境、両室あわせて五十四畳）で矩折れ三室を構成、さらに東側に御次二十五畳が続き、西側と南側に内椽を取込み、かつ南正面に切目縁を付ける。その三十六畳（三之間）の北側後部、一間半離れて二間トコと大目（棚）をしつらえた裏書院三十六畳と東側に御次二十二畳半を設け、北側背面に内椽を取込む。東側御次二室の側面に東廊下を取込む。ここでは御上段・次之間の対面方向にあわせて南庭に舞台を設けており、先の「江戸御邸之圖」と反対位置に変わっている。規模として桁行14間半×梁行11間になるが、御上段のトコ裏に幅一間半の中庭、かつ三十六畳室（三之間）と裏書院の間にも中庭をあけているため、一つの建物でなく屋根が梁間5間ほどの矩折れ棟をなすと考えられる。また〈御大書院〉御上段の北に御□□間・上段・御囲（茶室）が接続する。

次に米子城は因伯両国を領する鳥取藩が伯耆における城として付与され、重臣荒尾家が預かり駐在した。その麓の二ノ丸に殿舎が営まれたものの、政務に必要な表向部分だけで奥向は無かった。鳥取県立図書館所蔵「米子城御殿惣絵図面慶応元年(1865)閏五月」を見ると、〈式臺〉〈御書院〉〈御居間〉〈御寝所〉〈台所〉がままとまりよく画かれている【第21図】。幕末ながら、中心を占める〈御書院〉と〈御居間〉が縦長棟に接続し、鳥取城と類似する構成をなして注目される。方位に振れこそあるが便宜上、奥部へ向うところを北とみなして、まず南東部に〈式臺〉は三間トコの十五畳と二間トコの八畳を配し、〈御書院〉に付属する。〈御書院〉は東西二列並び、東列表座敷の梁間3間半を大きめにとり、向って左側面に二間トコをしつらえた御次十九畳・三ノ間二十七畳+七畳半、右側面に内椽を取込む。西列裏側では梁間2間で御側詰所以下、十二畳二室と十二畳半を設ける。さらに北側にトコをしつらえた主室九畳と十畳半が突出して付属し、鳥取城二ノ丸・三ノ丸の〈御書院〉と同様なプランとなることに気づく。主室の右側面に落縁と土庇を付けており、それを含めると桁行11間×梁行5間半の規模となる。そして主室西隣り十畳半の北方へ梁間3間半に狭め、〈御居間〉では奥部の主室八畳が庭へのぞめるよう左側面にトコと押入、その鉤ノ手に付書院をしつらい、御次十五畳にも左側面にトコと押入を装置、側溜り七畳半を設ける。その規模は桁行7間半×梁行3間半で、〈御書院〉とともに南北棟を形成していたのであろう。さらに〈御居間〉の西側に御寝所九畳・御次十畳・三ノ間四畳（内椽）および御納戸八畳・四畳二室までが東西棟として接続していた。

それから岡山城表書院は寛永十一年(1643)に全焼したが、再建されて以後、明治維新まで存続した。岡山大学附属図書館池田家文庫「元禄十三年(1700)辰三月御改 御城内御絵圖」[T5-1、〔六分計・色紙で建物平面を画いて貼付〕【第22図】を参照すると、鉄門を登って右折して、すぐに唐破風の玄関を構えた〈式臺〉が



第21図 米子城二ノ丸御書院・御居間平面図



第22図 岡山城表書院平面図

あり、北へ進んで左折れ西方に二棟の主要殿舎と接続する。〈式臺〉は東側面に五間の長トコをしつらえた三十畳と南側に使者間八畳・六畳の二室を設け、西側に幅2間の内椽を取込む。北側の御留番所・惣供部屋・裏玄関を含めて規模は桁行9間×梁行5間半・南北棟である。西方に接続する殿舎は他の差圖や資料から室名が知られ、東側が〈広間〉、西側が〈御書院〉に相当するものである。〈広間〉は北西部の竹ノ間十八畳にトコ・棚をしつらい、南側の梅ノ間三十六畳は背面東半に三間トコを、西側に鎗ノ間三十畳で三室が凹形に座敷空間を形成する。それらの背後中央、トコ裏に十六畳、西側面と南正面に内椽を取込む。東側の板敷と数室を含めて規模は桁行13間半×梁行9間半・東西棟になる。とくに南内椽左寄りの前に平重門（塀重門）を構えているのが注目され、その西側の檣ノ間十七畳半をへて〈御書院〉に達する。〈御書院〉は南北二列並び間取りで、北西部の松ノ間十二畳半を主室として背面に二間半トコをしつらえ、東隣りに鳥掛ケ間十五畳と十二畳（内椽）、南側に藤ノ間十五畳と千鳥ノ間十五畳を設け、その両室の南前面と東側面に折廻り内椽三十三畳、さらに前面に幅1間の入側を取込む。桁行8間半×梁行7間のほぼ方形に近い規模ながら、南北棟をなしていたと考えられる。

以上に例示したところ、岡山城表書院は元禄十三年(1700)、江戸上屋敷は時期不明であるものの「江戸御邸之圖」が古く、「江戸御殿御絵圖面辰二月」は江戸後期と思われる。米子城二ノ丸殿舎は慶応元年(1865)で幕末になる。鳥取城二ノ丸と三ノ丸の両殿舎も江戸後期として、これらの主要建物〈玄関・式臺〉→〈御書院〉を時期的にみれば平面間取りのとり方やプランの推移が察せられる。規模の違いこそあっても、岡山城表書院の〈御書院〉・「江戸御邸之圖」の〈御書院〉は二列並び整形間取りで、初期プランを示すものである。これは他の城郭殿舎でも同様で、初期には二列並び六室間取りを構成する類例が多く知られている。

その点、鳥取城二ノ丸と三ノ丸の〈御書院〉で奥部に突出する主室・御次を別にすれば二列並び整形六室部分に相当するといえるのであろう。また米子城二ノ丸〈御書院〉も同様、表裏二列並び間取りの奥に主室が接続し梁間を狭めて〔御次と三ノ間の梁間3間半に対し→主室の梁間が2間〕、外側に縁・土庇を付けている。なお「江戸御邸之圖」の〈御書院〉では南北二列並び四室間取りであるが、仮に御次と裏書院を二室に仕切れば整形六室とみなすことも可能なはずで、江戸上屋敷の発展形式といえる。それが「江戸御殿御絵圖面辰二月」では同様なプランながら御上段の背面および裏書院が幅1間半通りの中庭で分離され、御上段へ向って南側の大書院二室五十四畳と矩折れ対面座敷にとるような傾向が認められる。これは他の諸藩江戸上屋敷でも同様で、初期の二列並びから矩折れ間取り→そして一列並び間取りへ変遷、プラン的に移行するのと規を同じくするといえるのである。

ちなみに明暦大火以後、江戸ではたび重なる火災にかんがみ、幕府が建築禁令を発したのに起因するらしい。『享保集成』寛文八年(1668)二月に

一、壱万石以下之面々は縦雖為番頭座敷は貳間半梁に過べからず、但臺所は三間梁不苦、有来之家を作直之時は右之間数を可用事、以上

また同書元禄十二年(1699)十二月にも

一、新規ニ屋作仕面々三千石ヨリ千石迄は二間半不可過、但有来作事は可為其通、彫物、組物并床ぶち、さん、かまち等塗侯儀可為無用事

一、千石以下は式間梁二不可過、但有来作事者可為其通、長押作り、杉戸、書院、床、彫物、組物并床ぶち、さん、かまち等塗侯儀から紙の張付可為無用事

と梁間（スパン）制限が加えられたことと関係するようである。こうした建築規制は周知されていて『因府録』〈御儉約の事〉の中に、

将また屋作りの事ハ壱万石以下の面々ハ仮令番頭たりといえども、座敷ハ式間半梁に過べからず。但し台所ハ三間梁苦しからず。長屋堀下の石垣ハ野づら石垣に可_レ致事。屋作りハ龜相成材木をもって軽く可_レ仕。張付ハ着座分の者ハ苦しからず。惣じて作事の儀可_レ成程ハ勘忍可_レ致由、寛文八年被_レ仰出_二候。と同じ法度が出されている。そのため梁間三間以上の小屋組を架けることが遠慮され、平面構成に影響して二列並びより一列並び間取りとならざるをえなかったであろう。こうした経緯は江戸屋敷に限らず諸大名の居城殿舎にも共通してみられ、池田家の鳥取城・米子城や岡山城でも同様なプランをとるようになったことが明瞭に察せられる。

さらに細かくいえば柱割も一間ごと→一間半ごと→さらに二間ごと、という風に柱間間隔をより大きめ寸尺にあける手法が出てくる。それに部屋境において中央に柱を立てる〔間仕切りを意識するもの〕から柱を抜い

て座敷を連続的に開放的な空間として構成させることも表れている。加えて御次や三ノ間などでは多くの家中諸士を収容できる広い部屋にして見通しよくするわけである。これに対して主室（上之間・上段）は梁間3間→2間に狭めたり、十八畳[3間四方]→十五畳[3間×2間半]→十二畳[3間×2間]→十畳・九畳[2間半×2間]→八畳[2間四方]へ次第に通減する傾向がみられる。〈御居間〉〈御寝所〉は藩主の日常生活するところなので、むしろ八畳の方が適切な広さらしく落ちつきあってゆったりできるように設計されたであろう。

以上、差圖にみられる鳥取城三ノ丸殿舎の主要建物〈御書院〉と〈式臺〉および〈御居間・御寝所〉ならびに〈御走櫓〉の平面形式や配置状況は享保(1716～36)再建以降のもので、因幡藩の殿舎建築として整備されたと考えられる。とりわけ特色あるのは〈御書院〉で、初期の表裏二列並び六室プランより発展して、主室（御座間）・御次を表座敷の奥部へ突出させ付属的に接続する間取り形式をとった点が指摘できる。ここでは整形六室[いずれも十八畳]の表列座敷〔三ノ間・四ノ間（御礼之間）・鳥目之間〕と裏列座敷〔焼火之間・金之間上・同次〕が広い空間をなすこと、それらのうち御礼之間・鳥目之間・金之間上・同次が「四間」と称する〈広間〉的意識が看取される。それに三ノ間は主室・御次をなかだちして四ノ間（御礼之間）・鳥目之間まで連続五室の対面軸にとり、かつ三ノ間隣りの焼火之間も奥部の小座敷と左側の十八畳を舞台之間にあてて、また〈御居間・御寝所・御休息〉へ一列並び数室に進めるよう設定されているのがよくわかる。〈式臺〉は横三室〔式臺・鎗之間・筒之間〕と縦二室〔弓之間・仲之間〕で矩折れ平面を形成、三間トコをしつらえて〈御書院〉へ向い続きに、かつ右側の〈御走櫓〉も細長な二列四室の建物として廊下でつながれている。もちろん〈式臺〉は殿舎へ入って対面・儀式の前に控えるところ、〈御走櫓〉は家老・重臣が勤務する評議所として使用されている。

しかも主要建物〈御書院〉と〈式臺〉〈御走櫓〉の平面や配置は弘化三年(1846)造営の二ノ丸殿舎とまったく同じプランであることが注目され、因幡藩鳥取城のきわめて特有な形式をもつものといえるのである。また〈式臺〉〈御書院〉〈御居間・御寝所・御休息〉などでなる配置は、米子城二ノ丸や江戸上屋敷、同じ池田家の岡山城表書院において、それに他の城郭殿舎でも規模の違いこそあれ、基本的なプランをふまえている。要するに鳥取城二ノ丸と三ノ丸の〈御書院〉は、さかのぼって初期の御広間・大広間より発展、整備されたプランと推察されるのである。

ついでながら〈御走櫓〉であるが、池田輝政が増築整備した姫路城備前丸「御対面所」の他、熊本城本丸「小広間」・同数寄屋丸「二階御広間」や仙台城本丸「御懸造」、久保田城本丸「掛作家」、津山城本丸「備中櫓」、小諸城二ノ丸「御矢倉御座敷」など同種の建物が見出される。しかも姫路城天守群の東曲輪に建つ「帯の櫓」〔内部に数寄屋がある〕と西之丸「化粧櫓」が現存する。いずれも防備のための多門・長櫓でありながら内部に上段やトコを設けた座敷（いわゆる書院造）を兼ねており、「櫓座敷」と呼ぶべきものである。初期には主要郭の狭い敷地であっても住居空間を有効に生かした構成と考えられる。その意味で鳥取城〈御走櫓〉は、そうした系統に属する特殊な城郭建築「櫓座敷」として指摘しておきたい。

以上、述べたように鳥取城三ノ丸殿舎の特色は、要約して結論すれば、

- ・御書院は初期の二列並び整形六室をとどめつつ、主室（御座間）と次之間を格別に突き出させて付属するプランをなすこと。
- ・走櫓が評定所として使用され、いわゆる「櫓座敷」であること。
- ・二ノ丸殿舎も同様な平面や配置をとっていること。

ということにつきるのである。

謝辞；本稿をまとめるにあたり、池田家文庫の貴重な史料を閲覧調査し、その利用・掲載許可いただいた鳥取県立博物館や岡山大学附属図書館、また調査研究にご教示たまわった鳥取市教育委員会の方々に、御礼もうしあげます。

《参考文献》

- 鳥取県立博物館『鳥取県立博物館所蔵鳥取城絵図集』平成十年(1998)二月
- 鳥取県立鳥取図書館『鳥取藩史』第三巻 軍制志・学制志・儀式志 昭和四十五年(1970)十月
- 鳥取県『鳥取県史』第3巻・近世政治 昭和五十四年(1979)二月
- 鳥取県『鳥取県史』第6巻・近世資料（因府録・鳥府志） 昭和四十九年(1974)二月

鳥取県『鳥取県史』第7巻・近世資料（因府年表・鳥府厳秘録・化政厳秘録・天保厳秘録）

昭和五十一年(1976)四月

鳥取県『鳥取県史』第9～13巻・近世資料（在方諸事控）昭和四十九年(1974)～五十五年(1980)

山根幸恵『鳥取城』昭和四十二年(1967)三月

山根幸恵『定本鳥取城－その歴史と構造』昭和五十八年(1983)十月

鳥取県立博物館『鳥取県の自然と歴史6 久松山鳥取城』昭和五十九年(1984)三月

平井 聖『城と書院』日本の美術13 昭和四十年(1965)

平井 聖『日本の近世住宅』SD選書30 昭和四十三年(1968)

拙稿「城郭における殿舎建築の研究(1)(2)(3)」近畿大学理工学部研究報告17 昭和五十七年(1982)

拙稿「鳥取城考察」『復元大系日本の城』6中国 平成四年(1992)三月

拙稿「城郭における《用例指図》序説」中世城郭研究13 平成十一年(1999)七月

鳥取市歴史博物館『大名 池田家のひろがり』平成十三年(2001)七月

佐々木孝文「近代の鳥取城(1)」鳥取城調査研究年報・第1号 平成二十年(2008)三月

佐々木孝文「鳥取城・火除地の変遷」鳥取城調査研究年報・第2号 平成二十一年(2009)三月

中原 斉・佐々木孝文「鳥取城「明地初御蔵」の調査について～岡嶋家

旧蔵「普請方関係資料」との比較を通して～」鳥取城調査

研究年報・第5号 平成二十四年(2012)三月

その他

付；現二ノ丸殿舎の残存礎石ならびに門礎、櫓台

ずいぶん以前のことであるが、鳥取城二ノ丸三階櫓の復元に関する基礎的な考察をおし進めるため、絵図・文献史料の閲覧調査とともに城跡へ踏査した際、現二の丸跡にかつて殿舎が建っていた礎石が数十個も露出のまま残されているのを目にした。これら礎石群をたどれば旧規模が把握できると考えられ、昭和56年夏に近畿大学理工学部建築学科櫻井建築史研究室のメンバーが協力で礎石の配列状況を実測した。礎石のうち、欠けた個所があつて十分とはいえないものの109個を採録することができ、一間が6尺5寸（≒1m97cm）とする基準寸法をとっていた。また敷石や石列も部分的に見出せる。二ノ丸殿舎差圖と照合してみると〈御書院〉〈式台〉〈走櫓〉の平面や柱割・間取りとよく見合い、建築規模も確認される〔付図参照〕。なかには柱筋にあたらぬ礎石3・106・107があり、まだ検討の余地は残る。それでも〈御書院〉の二列並び六室のうち、十五畳・十八畳〔三間四方〕三室の広さや、〈式台〉の仲ノ間・弓ノ間・御用人部屋・御用部屋・惣詰所・御次廊下・御膳廊下折廻りの位置を比定でき、往時のよすがをしのぶことができる。

それに鳥取市教育委員会でも走櫓跡の隅石垣が崩落していたのを修復するにあたって事前発掘調査が行われており、その概要が報告された（鳥取市文化財報告書11「鳥取城二ノ丸走櫓跡」1・2次調査）。礎石の抜取り痕があつたものの、〈御書院〉の内椽の折廻り部と接続する廊下隅部の礎石101や〈式台〉〈走櫓〉の落縁に沿う排水路・雨落溝（第1・2溝）を検出した。これら残存する礎石および発掘された遺構は弘化三年（1846）造営になるものであるが、さらに上下二層あつて下層面に旧礎石や石列も部分的ながら表出された。すなわち享保五年（1720）石黒大火以前のものと思われるが、旧礎石・石列が断片でしかないため、前身建物のどの規模施設に該当するかは判明できない。『因幡民談記』池田備中守殿鳥取城普請の条によれば、

常の御住居の処には 式台・中門・遠侍・実検・広間・書院・常の御殿・料理所・竈屋・風呂屋・宝蔵・番所・温館・涼亭・作り庭・花木の苑に至まで、運斤の功速に玉を琢て立られたりと云々。此の郭を御本丸と称へける。又、備中公御時代の営みは、享保の災までは、そのまゝに遣りたるなり。

と築城当初の様子が伝えられるのみである。また『因府年表』に「御殿 慶長七年（1607）池田備中守公〔長吉〕の御普請なり。至于斬凡百拾九年にして回祿せり。」とあり、《第2表》から式台・御広間・御書院〔上の間・金の間〕・走櫓・御用部屋・御居間・舞台など散見するが、これら焼失前の殿舎構成を知る史料も無く具体的に知りたい。

他に鉄御門（二ノ丸表門）跡や裏御門跡にも立派な礎石がみられ、実測図A・Bに示すように柱間寸尺が知られる。礎石は柱座を造り出し方形切込み礎盤に施工、枘穴が穿たれてあつて、門柱の部材寸法もわかり、建築規模を推定できる。鉄御門は正面の柱間中央が両開き大扉、両脇が片開き口で、奥行梁間2間とする構えであつた。上にまたがる渡櫓は二ノ丸殿舎差圖から桁行10間×梁行3間と知られる。櫓台の石垣高さは13尺9寸である。

裏御門も正面の柱間中央が両開き大扉、左側が片開き脇口、控柱の礎石は失われているが、奥行1間半と思われる。上の渡櫓は差圖から桁行7間余（門の間口4間余）×梁行2間（または2間半）である。それに向かって右側の三階櫓石垣高さは傾斜面の法寸法で24尺5寸、現二ノ丸跡地面まで10尺6寸、また左側の石垣高さ11尺8寸を測る。よつて、およその門高さをおしはかることができるであろう。

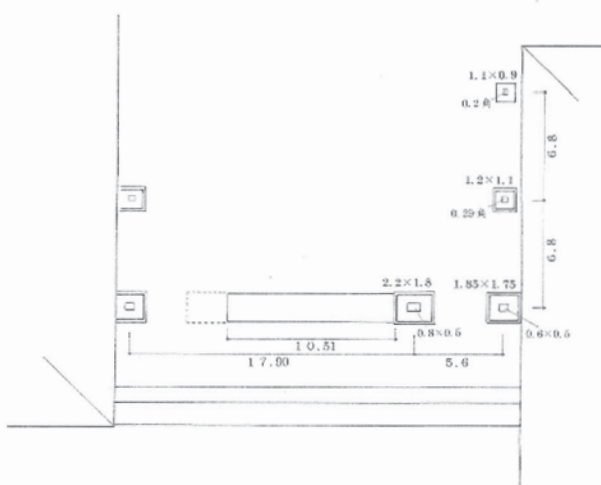
菱櫓と多門櫓（長櫓）台は、昭和18年の大地震によって石畳が崩落したところを修復しているため必ずしも旧状通りとはいえないが、平面規模を復元することは可能である。差圖によると菱櫓は4間×4間の菱形、鉄御門に付く多門櫓は桁行7間×梁行2間で、実測寸法と合っている。



写真1 現二の丸跡殿舎礎石



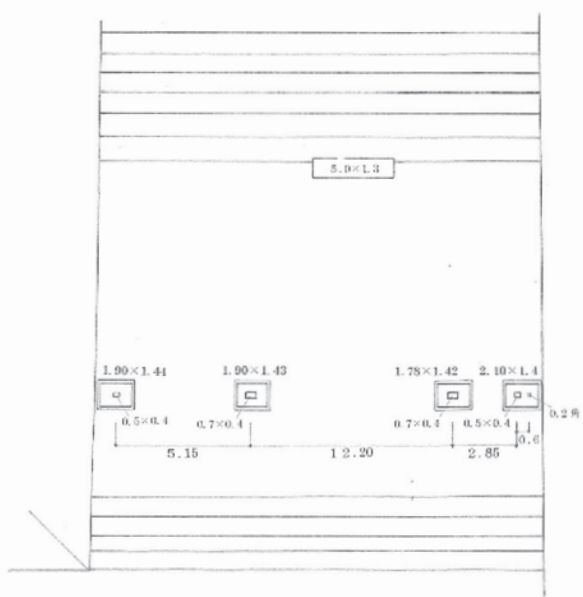
写真2 走櫓跡の発掘状況



図A 鉄御門礎石実測図 (数値は尺単位)



写真3 鉄御門 (二ノ丸表門) 跡



図B 裏御門礎石実測図 (数値は尺単位)



写真4 裏御門跡



付図：鳥取城 現二の丸跡および礎石実測図（数値は尺単位）